

中国のインフレーションと経済改革

いし ほん きょう いち
石 原 享 一

はじめに

- I 停滞する価格改革
- II 価格改革とインフレーション
- III インフレーション要因の分析
- IV 経済改革の現段階とインフレーション
おわりに

はじめに

1988年の5月から7月にかけて鄧小平中央軍事委主席は、あいついで各国代表団と会見するたびに、価格改革と賃金改革を断固推進する決意を表明した。趙紫陽首相も、「改革はリスクを伴うけれども、前進しなければ後退することになる。後退は八方ふさがりを意味する」と述べて、この二つの改革の重要性を強調している。

6月2日には、すでに価格改革を専門的に検討する機構が國務院に設立されていることが明らかになった(注1)。この組織には、計画委員会、経済体制改革委員会、物価局などの責任者、および党書記処政策研究室が構成メンバーとして参加している。主宰者である姚依林は、6月9日付け『人民日報』で、3～5年をかけて生産財価格を中心にして価格改革を行なうと述べている。

8月15～17日に開催された中共中央政治局第10回全体会議は、「価格・賃金改革にかんする初歩的方案」を原則的に採択した。その内容は、(1)価格・賃金改革の必要性、(2)改革が則るべき主な原則、(3)1989～93年の改革構想、(4)89年改革の初歩

的方案、(5)改革に伴う主要なリスクと基本的対策、(6)付随する改革措置、などからなる。また、価格改革の全般的方向として、少数の重要商品とサービスの価格を政府が管理するのを除いて、大多数の商品価格を自由化し、市場調節にゆだねるという方針を明示している。「政府が市場を調節・コントロールし、市場が企業を誘導する」というスローガンで概括される。

ところが、その後の価格改革・賃金改革にかんする政府指導者の発言のトーンは次第に後退していく。価格改革を行なうという政府方針が提起されると、翌年からの値上げをみこして市民や企業が買いだめに走るパニック現象が起こり、物価上昇率も20%を上まわる勢いを示した。かかるインフレのいっそうの昂進下に、9月末、中共13期3中全会は開かれた。この会議のコミュニケは、1989年の価格改革の歩幅を小さくし、全力をあげて物価上昇率を今年より低くする方針をかかげている。「価格・賃金改革にかんする初歩的方案」も原則的には採択された。しかし、物価を厳しく抑え込むために、5年あるいはもっと長い期間をかけて徐々に、かつ穏当に価格改革を進めるという注釈付きである。価格改革の実施は先送りにされたといつてよい。

本稿では、まず経済改革路線への転換にともなう、これまで潜在的インフレとして抑圧されていたインフレ圧力が顕在化するにいたった事情について説明する。次に、最近のインフレをもたら

した諸要因として、ディマンドプル、コストプッシュ、マネーサプライの3類型をとりあげる。現在の中国のインフレは、これらの要因が複合的に作用した結果である。最後に、現段階のインフレが、請負経営責任制の普及や固定資産投資の財政交付から銀行融資への転換という、不徹底な経済改革措置と密接に関連していることを明らかにする。

(注1) 1986年11月に国務院物価小組弁公室は経済関係の専門家や研究者を招いて、価格改革にかんする懇談会を開いている(石原享一「価格改革」〔霞山会『中国総覧』1988年版〕251ページ)。本文中の専門機構(「物価委員会」)の設置は、そうした準備過程を経て行なわれたものであろう。

I 停滞する価格改革

1. 価格改革の基本方針

1979年から現在にいたる中国の経済改革は、84年10月の中共12期3中全会を境に二つの段階に分けられる。この時期以降、経済改革の重点は従来からの農村部から都市部へと移っていった。この会議で採択された「経済システムの改革にかんする決定」は、中国の目指すべきシステムの基本的特徴を「共有制に基づく計画的商品経済」ということばで概括している。全面的に市場調節に依拠する「市場経済」ではないという留保をつけてはいるものの、商品経済を発展させ、市場経済化を推進していく方針を明確に打ち出した。

経済改革の重要な一環をなしている価格改革も、やはり前出の中共12期3中全会の前後で二つの段階に区分することができる(註1)。

第1段階は、1979~84年の時期である。改革を「醸成・準備・摸索」していた段階といえよう。これは、1979年3月、18種類の農産物の政府買い

上げ価格が加重平均で24.8%引き上げられたことに始まる。それに呼応して、同年の11月には8種類の副食品の国営商店小売価格が30%引き上げられた。

この時期の価格改革は、政府による価格比の調整が中心をなしていた。雑多な日用工業品や一部の生産財のなかには、価格統制が撤廃されたものもあったが、基本的には政府による価格調整が支配的役割を果たしていた。

第2段階は、1984年10月以降である。価格改革は政府による価格調整を主とする段階から、政府による価格統制を撤廃する段階へと入っていった。とりわけ、生産財価格の一部が自由化されたことによって、政府決定価格と市場調節価格との二重価格制が登場した。

商品経済化、市場経済化を推進していくという中共12期3中全会の「経済システムの改革にかんする決定」は、価格改革にも一つの転機をもたらした。この決定において、価格改革の構想が政府レベルで一応の合意をみ、「政府統一価格」の範囲を縮小して「変動価格」、「自由価格」の範囲を拡大するという大まかな方向が示された。

また、第7次5カ年計画に関する1986年3月の趙紫陽報告は、少数の重要商品、サービスに対しては「政府決定価格」を適用し、その他の大量の商品・サービスは「政府指導価格」、「市場調節価格」によると述べている。中共12期3中全会の「決定」と第7次5カ年計画に関する報告とが用いている価格分類の用語は異なるが、語っている内容は同じである。

価格管理方式に関しては、後者の用語が公式に認知されたといってよい。1987年9月の国務院「中華人民共和国価格管理条例」においても、この用語法を採用している。それによると、次のよ

うに定義されている(注2)。

「政府決定価格」——県クラス以上の物価・各産業監督官庁が与えられた権限に基づいて制定する価格。

「政府指導価格」——上記の監督官庁が基準価格と変動幅、仕入価格と販売価格との価格差、利潤率、上・下限価格等を設定し、その枠内で企業が定める価格。

「市場調節価格」——企業などの生産単位・営業単位が自由に決定する価格。

1987年初めの胡耀邦失脚などの情勢に影響されて、一時的に改革の歩みが停滞したが、87年秋の党第13回全国代表大会で、改革・開放路線をいっそう推進していく方針が提出された。それより前の改革方針と比べ、最も注目されるのは、私営企業の存在、および株式配当や私営企業経営者の獲得する利潤を正当な報酬として合法化した点にある(注3)。

この大会における趙紫陽報告は、価格改革についても「積極的かつ着実に」推進していくことを明言している。同時に、少数の重要な商品とサービスの価格は政府が管理し、それ以外の大量の商品とサービスの価格は市場調節に委ねる、という価格改革の基本方針を再確認している。

2. 物価抑制の優先

1984年以降、価格改革の基本方針は全面的に展開する段階に入ったとはいうものの、具体的改革措置の実施はまだ初歩的段階にとどまっている。未解決の問題は山積しており、長年にわたって形成されてきた不合理な価格比は依然として是正されていない。さらに、これまでの経済改革・価格改革の推進にともなってインフレ問題が再燃し、価格改革よりも物価の安定を優先せざるを得ない情勢下にある。

とりわけ、肉、卵、魚、野菜、果物などの副食品価格の自由化を実施した1985年には、職員・労働者生計費指数は11.9%という過去最高の年上昇率を記録した。この大幅な物価上昇、さらには経済過熱の傾向に対処するため、1986年からの2年間、「強化・消化・補充・改善」の方針の下に、新たに大きな改革措置は採らないことにした。価格改革についても大きな具体的措置の実施は同様に延引され、物価の抑制が最優先の課題となった。

1986年1月の全国計画会議、経済工作会議における趙紫陽報告は、価格改革ではこれまでの改革措置の「消化・補充」に重点を置き、大きな改革措置を講じない、という方針を提出している。また、3月に田紀雲副首相は、物価の基本的安定が当年の目標であるとの見解を『中国経済体制改革』誌に発表した。

1986年12月に開かれた全国物価工作会議でも物価の基本的安定が最優先されている。1987年には生産への影響が深刻で、はなはだしく不合理な「ごく少数」の価格を除いて、その他は「一切動かさない」方針の下で、価格改革はきわめて狭い範囲に限定された(注4)。

1987年に入ってから状況は変わっていない。趙紫陽は3月の全人代第5回会議の政府活動報告で、価格改革に対して慎重に取り組む姿勢を示した。1987年の改革はごく少数の品目の調整と価格規制の緩和とを行なうにとどめ、物価の上昇率を前年より低く抑える方針を提示している。

9月には「価格管理条例」を国務院が公布した。これは各種の違法な値上げの摘発や、物価監督機構の設立などの物価対策を集大成したものである。この価格管理条例は、1982年の「物価管理暫定条例」と比べると、次の二つの特色を有して

いる(注5)。

第1に、これまでの経済改革・価格改革の経験を踏まえて、その方向と成果を肯定的に評価している。1982年の条例では政府決定価格が主要な価格形式であると位置づけていた。それに対し、1987年条例では、政府決定価格が重視されるような規定はなくなり、政府指導価格や市場調節価格とともに同列に併記されるにとどまっている。

第2に、各項の規定が具体性を帯びてきた。1987年条例において取り締まり対象となる価格違法行為のうちには、(1)計画内生産財を計画外価格で販売する、(2)配給品を協議価格で売る、(3)企業間で、あるいは産業内組織が独占価格を設定する、などの項目がある。このような具体的指摘は、1982年条例にはまだ記されていなかった。

3. インフレーションの進行

上述したような物価抑制措置にもかかわらず、インフレ傾向は依然として続いている。公式統計でも日本の消費者物価指数に相当する職員・労働者生計費指数は、1985年の11.9%に続いて、86年7.0%、87年8.8%の年上昇率を示している。1988年になっても、1～9月で18.3%(大・中都市)といっそう悪化しており、新中国になって以来、インフレ率の最高を更新しそうな勢いにある。

1984年10月以降、価格改革を全面的に展開するという基本方針にもかかわらず、実質的な改革措置が停滞している理由には、このようなインフレの進行が大きく作用している。

インフレは中国の社会・政治・経済などの各方面に悪影響を及ぼし、価格改革の推進を難しくした(注6)。

第1に、物価上昇に対する大衆の不満は強く、社会・政治不安をもたらした。政府の社会調査アンケートによると、物価上昇に不満をいだいてい

る層は1987年5月に79.9%、半年後の10月には83.2%に達している。物価情勢がさらに悪化したと感じている層は67.1%に及んだ。この数字は1986年調査より7.8%増えている(注7)。

都市住民の1986年の実質所得は平均13%上昇しているが、10%の世帯は実質所得が低下している。1987年にはさらに悪化して、実質所得は1.7%の上昇でしかない。しかも、21%の世帯は物価上昇によって実質所得が低下している。

企業等の従業員は、賃金・ボーナスの増加によって物価上昇に対抗し得るが、政府機関で働く職員や教員の給与の伸びははかばかしくない。また、固定収入で生活する年金生活者や大量の現金・預金を有している層にとって、利子率を上回るインフレは彼らの財産を目減りさせることになる。これらの人々は、価格改革に強く反対する勢力になりやすい。

第2に、インフレ予想が社会全般に広がっているとき、総需要と総供給とのアンバランスはいっそう激化される。消費者は銀行預金を下ろして商品の買いだめに走り、パニック状況を呈す。逆に、供給側は意図的な買い占め、売りおしみをこなって価格の騰貴を待つ。また、利子率が低く固定されている現行の金融システムの下では、銀行からの融資を拡大して投資する方が有利である。これらはインフレをさらに昂進させ、価格改革の遂行をより困難にする。1988年夏のパニックはその典型的ケースで、価格改革構想を挫折させた。

第3に、大きなインフレ圧力や独占・寡占が存在する下で、企業のコスト増は往々にして製品価格にそのまま転嫁される。生産財価格や農産物価格の大幅な調整を行なうと、全般的な価格上昇をもたらす可能性が大きい。このような状況下で価格改革に着手することは難しい。

1979年以降の価格改革の経過を顧みれば明らかのように、当初は農産物および原材料価格の引き上げで始まったが、それに続いて一般加工工業製品の価格も上昇した。結局のところ、多数の農産物（とりわけ食糧）の低価格と石炭・石油などの採掘産業の赤字は解消されることはなかった^(注8)。もとのもくあみである。

第4に、インフレと社会不安の増進する情勢下で、各官庁間で価格改革に関する合意に到達することはきわめて難しい。

価格調整の提案は物価局から行なわれ、各関連官庁との協議のうで決定される。農民の利益を代表する農牧漁業部は農産物価格の引き上げを、また生産財関連の官庁は生産財価格の引き上げを要求する。他方、都市住民の利益を代表する官庁や、農産物を原料として使用する加工業の監督官庁は、この案に反対する。まして、価格引き下げの案などおける可能性は少ないから、いきおい価格調整は価格引き上げとならざるを得ない。農産物の政府買い上げ価格は上がっても、加工部門や消費者の反対を抑えるために、政府売り渡し価格は固定される。その逆ザヤは国庫を通じて補填されねばならないから、財政赤字が膨らむ。

また、このような利害関係の調整の困難ななかで、価格改革の目的である合理的価格比を実現するのも難しい。1985年から87年にかけて、国務院は銀行融資と貨幣発行をかなり厳しくコントロールした。それにもかかわらず、この3年間に小売物価指数は23.6%上昇し、生産財価格はもっと著しく30%に及ぶ。政府統制価格によって価格をコントロールできる商品は上がらない一方で、政府のコントロールしにくい商品の価格は合法・非合法的手段を用いて騰貴する。従来の価格比の不合理性が解消されていないうえに、新たな価格比の

不合理が登場することになる^(注9)。

このように、インフレの進行は、各方面から中国の価格改革を停滞させることになった。1986年には、生産財価格の改訂を中心とした全面的価格改革案（87年実施予定）が準備されていた。しかし、実際には個別的品目の価格調整にとどまらざるを得なかった。最終的には、生産財の全面的価格改革構想は断念され、後に述べるように、企業の活性化を中心とした請負経営責任制へと転回していくことになる^(注10)。

（注1） 劉卓甫「価格改革の回顧と思考」（『価格理論と実践』1987年3期）3ページ／田源「価格改革と産権制度転換」（『経済研究』1988年2期）11ページ。

（注2） 詳しくは、石原 前掲論文 250ページ。

（注3） 石原享一「多重化する中国の経済構造」（『現代の理論』第25巻第9号 1988年9月）12ページ。

（注4） 『経済日報』1982年1月17日。

（注5） 『価格理論と実践』1987年6期 3～4ページ。

（注6） 金重仁「試論社会主義経済中の通貨膨脹問題」（『経済研究』1987年6期）38～39ページ。

（注7） 王賦「通貨膨脹是進一步改革的主要障碍」（『価格理論と実践』1988年6期）13ページ。

（注8） 羅精奎「要防止物価輪番上漲」（『人民日報』1988年6月13日）。

（注9） 薛暮橋「把計画工作建立在商品交換和價值規律基础上」（『経済研究』1988年3期）7～8ページ。

（注10） 田源 前掲論文 13ページ。

II 価格改革とインフレーション

1. 潜在的インフレーションの顕在化

市場経済では、需要が供給を超過すると不足財の価格上昇となって現われる。ところが、公定価格の比重が圧倒的優位を占める社会主義の計画経済では、価格のパロメーター機能が作用しない。需給ギャップは、必ずしも不足財の価格上昇という形で現われるわけではない。したがって、物価統計に

は物価指数の上昇として記録されることもない。

その代わりに、このような需給ギャップは、(1)配給制や行列、(2)公定価格と市場価格との乖離、(3)貯蓄の増加、(4)闇市場の横行、などの形をとって現われる。国营商店などでは、冬になると、野菜が店頭から姿を消してしまうこともある。安い公定価格の値札だけはあって、実際には品物がないなどは、社会主義における需給ギャップの一つの現象形態である(註1)。

公式の物価統計には示されないが、上述したような別の形態をとって現われるインフレ圧力を「潜在的インフレ」とよぶことができる。この潜在的インフレが、とりわけ1978年の経済改革に着手するより前の段階では、大きな比重を占めていたことは否めない。

次に、中国の物価指数の信頼度が問題になる。別稿(「中国のインフレ問題をどうみるか」[『日中経済協会会報』第180号 1988年8月])でも述べたように、結論的には中国の現在の物価統計が他国の公式統計以上に信頼できないとする根拠はない。しかし他方で、中国の過去の統計業務が正確さのうえて問題を残していたことも事実である。

物価統計についても、物価の安定それ自体が望ましいという事情の他に、実質生産額の伸びをより大きく表示するという理由から、社会主義国でも物価上昇率を低くみせかける操作への誘因は大であった。チェコスロバキア、ポーランド、ユーゴスラビアを除いて、その他の社会主義国の物価統計では、比較年次ウェイトに基づくパーシェ算式を採用している。他方、ほとんどの資本主義国では基準年次ウェイトに基づくラスパイレス算式を用いている。どちらの方式が「真の物価指数」に近いかという問題は別にして、消費者の効用関数の不変という前提をおく限り、パーシェ算式に

よる指数はラスパイレス算式による指数より下方に位置している(註2)。

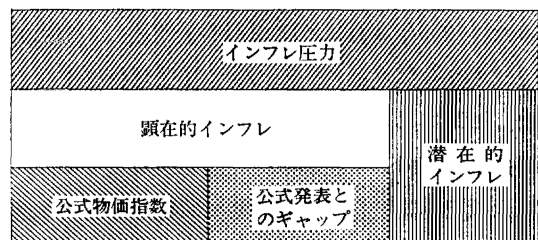
A・ノーヴの言を借りれば、「ソ連の統計家たちは、生計費指数を算出するときには、注意深く末端年ウェイトを使うが、これは価格の上昇を最小のものとし、それによって実質賃金の動きをより有利なものにみせることができる方法なのである」(註3)。中国でも理論上はパーシェ算式を主張している(註4)。仮に公式物価統計とこの隠蔽された部分との差があったとすれば、それをも考慮に入れておかねばならないだろう。

以上に述べた公式物価指数、隠蔽された物価上昇率、潜在的インフレを含んだインフレ圧力は、第1図のような関係で示すことができる(註5)。

1978年末から、中国は経済改革・対外開放路線へと転じ、企業への分権化と市場メカニズムの導入とを推進してきた。これに伴い、その後の物価水準は持続的上昇傾向を示している。公式統計でも、1950年から78年までの28年間の全国の職員・労働者生計費指数は年率1.3%の上昇にすぎなかった。ところが、1978~87年の年平均上昇率は5.08%と、それまでの4倍近くにもなる。

このように物価指数が急激な伸びを示した背景には、潜在的インフレの顕在化がある。すなわち、従来のシステムの下で潜在化していたインフレが、価格統制の撤廃によって解き放たれ、物価

第1図 インフレ圧力と公式物価指数



(出所) 筆者作成。

指数に反映されるようになったからである。

2. 価格統制の導入と撤廃

中国における価格統制の開始は、1950年2月にさかのぼる。中央財政経済委員会の指示で、全国各地の卸売物価を当時の中央貿易部が統一決定することになった。それより前の建国当初は、軽工業や商業では私企業が支配的地位を占めており、市場価格は私企業が自由に決めていた。その後、食糧と搾油原料（1953年）、綿・綿布（54年）が義務供出・統制販売されることになった。さらに、豚、タバコ、麻、茶、孟宗竹、畜産品が割当買い付けの対象となった。

他方で、政府は私営卸売商・小売商に対して、取次販売・代理販売などの方法で規制を始めた。また、工業企業に対しても加工注文などの初歩的形態から、最終的には国営商業による統一買付・一手販売へと規制を強めていった。さらに1956年までに、私営工商業の公私合営化、農業・手工業の集団化が実施された。

このような過程を経て、政府は国内の都市・農村市場をほぼ完全に統制下においた。少数の小型手工業製品や雑多な農産物を除いて、政府の制定する価格が市場物価の唯一の形式となった^(註6)。

1958年から一時的に統制緩和の動きが現われた。11月に国務院は、「農業・副業生産物、食品・畜産品、生糸、絹織物等の商品の分級管理方法に関する規定」を發布して、商品を1類（中央管理）、2類（中央・地方の共同管理）、3類（地方管理）に分けた。1959年9月には自由市場を開放し、副次的で雑多な3類商品の一部に対して協議価格を認めた。1962年には、食糧・食用油、肉、卵などの主要農産物に対し、計画販売任務を達成してのち、購入販売協同組合が協議価格で販売することを認めた。

ところが、工業品に対しては依然として計画価格を維持していた。まして1961年になると、大躍進期に地方政府に委譲していた、一部の2類・3類商品の価格決定権すら中央に戻ってしまった。

このような高度集中型の価格管理体制は、1970年代末まで続くことになる。1973年に国家計画委員会が改訂した「国務院各部門が価格を分業管理する生産物（商品）目録」によると、全国で中央政府が統一して価格決定しているものは、農産物買い上げ価格9類113種、工業製品工場渡し価格59類1086種、市場商品小売価格13類138種に上る^(註7)。これ以外の商品の価格やサービス料金も、地方政府が価格管理目録を作成しているため、企業には価格決定権がなかった。

経済改革に着手した1979年から変化がおり、価格統制の撤廃が徐々に行なわれていった。1982年160種、83年350種の小型の工業製品（消費財）価格が自由化された。現在では、この種の小型の消費財はすべて企業が価格決定している。

1985年にはミシン、国産腕時計、自転車、ラジオ、電気扇風機などは有名ブランドを除いて価格を自由化した。続いて、1986年に自転車（有名ブランド）、白黒テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、ラジカセ、80番手以上の綿糸・絹織物、レーヨン・ポリエステル混紡布など7種類の消費財価格の自由化へと拡大した^(註8)。さらに1987年には、タオル、靴下も追加された^(註9)。また、軽工業部は管轄下にある碗・はし、のり、パイプ、靴のかかと、「魚皮豆」（薄い衣で包んだピーナッツ菓子）など24大分類749品目を小型商品に分類して、価格決定権を生産企業に下ろした^(註10)。また、生産財の一部にも政府指導価格や市場調節価格が適用され、多重価格制が登場した。肉、卵、魚、野菜、果物などの副食品価格も1985年から自由化された。

第1表 各種価格形式の構成比

(%)

	農民の農産物販売額		重要生産財販売額		工業製品(消費財)販売額	
	1978	1986	1978	1986	1978	1986
政府決定価格	92.4	37	100	64	97	45
政府指導価格	} 7.6	23	} 0	23	} 3	23
市場調節価格		40		13		32

(出所) 田源「価格改革と産権制度転換」(『経済研究』1988年2期)12ページ/「企業定価講座」(『価格理論と実践』1988年1期)58ページ。

以上のような価格統制を撤廃する措置が採られた結果、政府決定価格が市場販売額に占める比重は著しく低下してきた。経済改革前の1978年と86年とを比較してみると、政府決定価格は農産物が92.4%から37%へ、重要生産財が100%から64%へ、工業製品(消費財)が97%から45%へそれぞれ激減している(第1表)。

広東省では、省内商品小売総額に占める政府決定価格の比重は20%でしかない。そのうち、農業・副業生産物のばあい25%、生産財のばあい30%である。農産物のうち、政府が価格決定をしているのは、食糧、食用油、タバコ葉、木材の一部、黄・紅麻にすぎない。重工業製品のばあい、工場渡し価格で1288種類に及ぶが、小売価格では41種類でしかない。軽工業品は79種類、運輸その他サービス料金は22種類である(注11)。

価格改革は、以上に述べた価格統制の撤廃のほかに、政府による価格比の調整、価格決定権限の下部への委譲を含む三つの側面からなる。価格改革が目指している方向は、市場メカニズムを導入しないし利用することによって、「合理的」な価格比を形成しようというものである。それ自体としては、物価上昇をもたらす論理的必然性はない。

ところが、現実には各企業や監督官庁間の利害関係もからむため、価格比の調整は高価格のものを引き下げる形で実施するのは難しい。いきお

第2表 小売物価指数の上昇要因

(%)

	前年度の価格自由化の影響	計画外セクターの価格上昇	計 画 価 格	
			政府指導価格	政府決定価格
1986	40	38	22	
1987	19.2	54.1	17.0	9.7

(出所) 朱民「1986年価格改革綜述」(『価格理論と実践』1987年4期)6ページ/同「1987年我国物価概況」(同誌 1988年6期)8ページ。

い、低価格のものを引き上げざるを得ない。つまり価格が下方硬直的であるため、価格改革は物価上昇へつながらざるを得ない。とりわけ、価格統制の撤廃はそれまで抑え込まれていた潜在的インフレを顕在化させるため、公式発表される物価指数の上昇をもたらす。

1986年と87年の小売物価指数(職員・労働者生計費指数と異なってサービスを除くが、農業用生産財を含む)は、それぞれ6.0%、7.3%の上昇であった。1986年の上昇率のうち、40%は副食品価格の自由化および農村の食糧・食用油販売価格の引き上げ等、85年改革の影響による。また、計画外セクターの価格上昇の影響は38%を占める。1987年にはこの計画外セクターの影響は54.1%にも及ぶ(第2表)。価格統制の撤廃は潜在的インフレを顕在化させる。この顕在化したインフレは、中国の公式物価指数において物価上昇率の著しい伸びとして反映される。

(注1) 石原享一「中国のインフレ問題をどうみるか」(『日中経済協会会報』第180号 1988年8月)24ページ/佐藤経明「限界にきた物価安定策」(『エコノミスト』1977年3月1日号)50~51ページ。

(注2) 玉木義男『物価指数の理論と実際』ダイヤモンド社 1988年 116ページ。

R・G・D・アレン著 溝口敏行・寺崎康博訳『指数の理論と実際』東洋経済新報社 1977年 68~69ページによると、価格と数量とが逆方向に連動する傾向のあるばあい、ラスパイレス算式のほうがパーシェ算式よりも大きな値をとる。小売物価指数がその例にあげら

れている。

(注3) フレク・ノーズ著 公文俊平訳『ソ連経済』(改訂版)日本評論社 1971年 476ページ、または福田亘「社会主義諸国におけるインフレーション」(『国民経済雑誌』第14巻第1号 1981年1月) 107ページ。

(注4) 中国の物価指数の作成方法については、石原享一「経済改革開始後の価格問題」(『中国経済』第212号 1983年8月) 14~15ページを参照されたい。

(注5) 岡田裕之「社会主義におけるインフレーション分析」(『経営志林』[法政大学] 第15巻第2号 1978年7月) 33ページ/南部稔「中国のインフレーション」(『アジア研究』第32巻第1号 1985年4月) 4ページ。本文中の「潜在的インフレ」などの用語は、必ずしもこれらの論文の用法と一致しない。

(注6) 「企業定価講座」(『価格理論と実践』1988年1期) 58ページ。

(注7) 1987年「全国工業生産物(商品・物資)分類・コード」によると、大分類87, 中分類1144, 小分類7706, 細分類2万718, の各項目からなる(同上出所)。この品種の数を利用すると、政府が統一決定していた価格は、品種総数2万718品目のうち、6.45%にすぎない。ただし、販売額構成比では第1表にみるように、ずっと大きい割合を占めている。

(注8) 石原享一「価格改革」(小島麗逸編『中国の経済改革』勁草書房 1988年) 175~176ページ。

(注9) 「文件摘編」(『価格理論と実践』1988年5期) 57ページ。

(注10) 『人民日報』1988年2月7日。

(注11) 何杰・唐曉冰「關於広東價格改革加快速度的思考」(『価格理論と実践』1988年3期) 26ページ。

III インフレーション要因の分析

前節では価格改革の進展にもなつて、潜在的インフレが解き放たれ、最近の著しい物価指数の上昇として現われるようになったことを明らかにした。経済改革あるいは価格改革という制度的変革なくしては、潜在的インフレの顕在化はなかった。その意味では、最近のインフレ現象の背景には、改革路線への転換があることはいままでのな

い。しかし、このことは、潜在的インフレが顕在化するにいたった背景を述べたにすぎない。インフレ圧力を形成している要因、つまり潜在的・顕在的インフレをつくり出している要因についてはまだ説明していない。以下では中国経済の実態に即して、最近のインフレをもたらした諸要因について分析・類型化してみたい。

1. ディマンドプル要因

中国は経済改革に着手するより前の時期・後の時期を通じて基本的に物不足経済であり、恒常的に総需要が総供給を上まわる状態にあった。この数年間における需給ギャップは、毎年数百億元に達するといわれる。

農産物買い上げ価格の引き上げによる農民の収入増、賃金引き上げによる需要増、投資拡大ともなう生産財・消費財への需要増などは、それらの増分に対応するほどに財の供給が増えなければ、需給関係を緊張させる。ディマンドプル要因は、中国のインフレ要因のなかで依然として最も重要な位置を占めている。

第3表は、実質GNP、名目固定資産投資額、名目賃金総額の伸び率を比較したものである。実質GNPの成長率に比し、固定資産投資、賃金総額の増加率の方が2倍近い伸びを示している。投資需要(固定資産投資)、消費需要(賃金総額)の伸びと実質GNPの伸びとの差は、インフレ・ギ

第3表 成長率の比較

(%)

	実質GNP	名目固定資産投資額	うち国営セクター	名目賃金総額
1985	13.0	38.8	41.8	22.0
1986	8.3	22.3	17.7	20.0
1987	10.6	20.6	16.1	13.3

(出所) 国家統計局編『中国統計年鑑 1988』北京中国統計出版社 1988年。

(注) 張卓元「我国物価上漲の原因と対策」(『光明日報』1988年4月23日)に掲載された数値を上記資料に基づいて修正した。

アップとして、物価水準を上昇させる圧力となる。

近年の中国企業における賃金総額や消費の著しい伸びの背景には、次の三つの要因がある(注1)。

第1に、賃金総額の増加は、後述する請負経営責任制の導入とも関連している。各企業に対する請負ノルマが設定されてのち、容易にノルマを達成できる企業と、計画統制が厳しくてノルマ超過の困難な企業とが生じる。その結果、企業に留保される利潤額にも大きな格差が生まれる。1985年についてみると、従業員1人当りの留保利潤は工業部門は800元、消費財を扱う商業部門は1000元であるのに対し、生産財流通関連の企業は2600～2800元にもなる。工業内部でも、自動車工業は従業員1人当たり4571元もあるが、紡績業はわずかに447元でしかない。

高い留保利潤を得ている企業で働く従業員はボーナスも高く、年2000元にもなる。他方、留保利潤の少ない企業は、その5分の1から10分の1しかない。ボーナスの少ない後者の企業で働く従業員からみると、前者の企業のボーナスが多いのは、その企業の経営管理水準や労働の熟練度・強度が高いからでは断じてない。監督官庁に対する各企業のバーゲニング・パワーの差によって、利潤額の格差が生じたのである。したがって、高利潤企業と同じ賃金・ボーナスの支給を要求してしかるべきだと考えるのである。

第2に、各工場のトップである工場長の役割の変化とも関連がある。伝統的システムの下では、工場長は政府、すなわち監督官庁の利益を代弁する存在であった。経済改革はそうした従前のシステムを変革し、工場長が真に企業利益を代表する新型の経営者になることを目指している。ところが、実際には工場長にとっての主要な関心事は、

いかに従業員の要求に応じて、その利益をはかるかにある。長期的展望に立った投資など行なわれようがない。なぜなら、工場長の任期中の成績評定は、従業員による評価が大きな位置を占めるからである。工場長にとって、任期中と離職後の人的コネクションをつくり上げておくことはきわめて重要である。この数年間に企業へ留保された利潤のうち、80%前後がボーナス・福利厚生へ充てられ、生産発展用に回されたのは20%でしかなかった(注2)。

第3に、中国の国営企業が従来から引き継いでいる体質と密接な関連がある。中国の国営企業は生産の場であるとともに生活・社会福祉の場でもある。従業員に対する賃金支給においても平等主義的で、各種ボーナスや手当などが一律支給されることもめずらしくない。生産性の高い企業の賃金が上がるのはもちろんのこと、「攀比」という競争・対抗メカニズムを通じて低生産性部門も賃上げを要求する。1987年の場合、労働生産性7.6%のアップに対し、賃金総額は12.4% (そのうち、ボーナスは40%の伸び) も増加している。

それに加えて、国営企業には労働保険、医療保険、年金などが適用されるのはいうに及ばず、文化・娯楽施設、図書館、運動場、食堂から社宅、託児所、幼稚園、小中学校、病院、理髪店、クリーニング店、浴場などまで併設している(注3)。これらの施設の利用は、無料、またはきわめて低い料金である。したがって、都市住民の貨幣支出は、食料品、衣類、日用品の狭い範囲の消費へと向かわざるを得ない(注4)。ここに、これら生活必需品価格の騰貴する一つの要因がある。

現行の企業システムの下で、企業に残された留保利潤のうち消費にまわされる部分はますます増える傾向にある。具体的には、ボーナス支給や各

種手当の増加、現物支給、さらには住宅建設に代表される非生産的投資などの形態を通じて支出される。1981～86年の期間、国営企業の従業員1人当たり基本賃金は年平均17.5%増であった。他方、留保利潤から支給されるボーナスや手当は年25.7%も伸びている。また、国営企業の新規固定資産投資に占める非生産的投資の比重は、1981～85年で40.3～45.5%にもなる。住宅建設だけでは18.2～25.4%を占める。1953～80年の時期の生産的投資の比重14.6～33%、住宅建設の比重4～11.8%と比べてみると、経済改革後の非生産的投資の著しい伸びが知られる(注5)。

未曾有の規模で増大したのが、職場単位で購入する集団的消費である。政府官庁、党組織などの社会团体、企業、事業体、軍隊、農村集団経済組織、および各種協同組合が公用のために公金で購入する消費財への支出をいう。主として、家具、事務用品、教養・娯楽、体育用品、書籍・新聞・雑誌、自動車などの交通手段、炊事用具、計算器具、家電製品、一般労働保護用品、公費医療・労働保険・薬品、宴会、従業員慰安旅行などに用いられる(注6)。

1987年の集団的消費は、経済過熱を抑えるため消費の圧縮方針がとられたにもかかわらず、553億元であった。前年より19.6%もの増大である。個人的消費・集団的消費を含む社会商品小売額全体の伸び率17.6%をも上まわっている。1978年の135億元の4倍以上になる。国家統計局官報ですら、公費による接待、宴会、贈答、物見遊山の風潮がいまだ改まっていないと指摘している。また、この集団的消費は統計に現われる数値より、実際の支出の方がずっと大きいということも周知のところである(注7)。

全国の職場単位で集団購入した小型乗用車は、

1981年には1万5728台で、代金は3億4000万元であった。1986年には11万5677台にまで増加し、代金も53億4000万元を費やしている。そのうえに、5年間で30万台が新たに増えているから、1台につき1万元の経費がかかるとして、10年間で300億元かかる計算になる。1986年の財政収入の13.4%前後に相当する大きな規模である。その他に、公共投資による「楼、堂、館、所」(オフィスビル、ホール、ホテル、招待所——公務出張用の宿泊施設)の建設が急速に伸びている状況を反映して、家具や家電製品の集団的消費も増加している。1981年と86年とを比べると、ビデオは32倍に、ソファは21.6倍に増えた。また、エアコン、カラーテレビ、じゅうたんなどに対する集団的消費も2～3倍に増えている(注8)。

他方で、個人的消費の方もあいかわらず旺盛である。以前には集団的消費用であった中・高級消費財が個人的消費の対象となってきた。たとえば、ピアノ、中文・英文タイプ、高級カメラ、電子オルガンなどである。また、都市の青年の結婚費用もますます高額化している。1986年の遼寧省のケースでは、平均1カップル7000元を費やしている。遼寧省だけで1年に40万カップルが誕生するから、結婚費用の総和はこの省の賃金総額全体の4分の1にも相当する(注9)。

2. コストプッシュ要因

(1) 生産財価格の多重化

価格改革によって、利潤率水準の低い原材料・エネルギー産業の政府決定価格が引き上げられた。また、計画超過分の生産財については割増価格や市場価格で販売できることになった。その結果、最も安い政府統一配分価格から最も高い市場価格までの間に、各種の価格が介在する「多重価格」が出現した。なかには、こうした計画規制の

緩和の間隙をぬって、政府から下ろされてきた計画指標を未達成のまま、生産財市場やブラック・マーケットに横流ししたり、独占・寡占状態を利用して高価格で売りつけたりする企業もでてきた。

合法的・非合法的にかかわらず、このような生産財の高価格は、それを購入・使用する企業の側のコスト上昇をもたらす。原材料・エネルギーの値上がりに対して、一般に中国の各企業の吸収能力は30%にすぎない。値上がり分の70%は製品に転嫁しているといわれる(注10)。生産財価格の上昇は、コスト面からインフレをひきおこす大きな要因となっている。

1984年5月10日の国務院「国营工業企業の自主権をさらに拡大することに関する暫定規定」は、国营企業の生産した生産財の一部について自家販売を認め、価格の多重化の現状を正式に追認した(注11)。鋼材は計画内の2%および計画超過分、また銑鉄、銅、アルミニウム、鉛、亜鉛、錫、石炭、セメント、硫酸、濃硝酸、苛性ソーダ、精製ソーダ、ゴムなどは計画超過分について、20%未満の範囲で変動させることを認めた。

その後、次第に企業の自家販売部分を拡大し、1985年には20%という価格の変動幅に対する規制をも取り払った。現在までのところ、多重価格制を実行している重要生産財は、第1次・第2次エネルギー、石油製品、コークス、木材、金属材料、板ガラス、鉱産物などに広がっている。なお、インフレ対策として1988年1月に計画外生産財について再び上限価格制を導入した。

1980年に国家計画委員会あるいは国家物資局が統一配分する生産財(第1類物資)は256種、中央各工業部が配分している生産財(第2類物資)は581種に及んでいた。1987年にはそれぞれ20種と

第4表 総生産量に占める中央配分の比率 (%)

	1980	1982	1987
鋼材	74.3	53	47.1
石炭	57.9	51	47.2
木材	80.9	57	27.6
セメント	35.0	25	15.6

(出所) 1980, 87年: 李宝実ほか「生産資料双軌制的回顧与思考」(『価格理論与实践』1987年5期) 15ページ。

1982年: Ishihara, K., "Planning and the Market," *Developing Economies*, 第25巻第4号, 1987年12月, 292ページ。

561種に減少している。柴宗河論文によると、すでに40%の生産財は価格が自由化されている。さらに1995年までに80%が自由化される見込みである(注12)。

また、中央政府が統一配分している品目のなかでも、中央配分量が総生産量に占める比率も減少している。鋼材、石炭、セメントのいずれも、大幅に中央部分の比重が低下している(第4表)。その他の第1類物資に属する生産財についても、中央配分されている比率は総生産量の16~50%にすぎない(注13)。

このように、中央の統一配分から離脱した品目はもちろんのこと、中央の統一配分の対象となっている品目でも、総生産量の大半の部分は中央の統制から脱落している。これらの中央統制から落ちた生産財の価格は、政府決定価格とは異なった価格で流通する。1985年の主要な生産財の市場価格は、政府決定価格の2~5.6倍に達していた(注14)。

また、輸入した生産財も輸入価格にプレミアムを付けた別体系の価格で売られる。生産財の輸入量と国内生産量との比率をみると、輸入量は鋼材31.2%、木材10.2%、銅(銅合金を含む)28.4%、アルミニウム(アルミ合金を含む)32.2%とかなりの比重を占めている。

第5表 4 大製鉄所*の自家販売鋼材の流れ(1986年)
(単位:万トン)

鋼材生産量	995
企業自家販売	141
うち、所在地政府	52
補償貿易	21
材料・設備との物々交換	15.3
生活用品との物々交換	34
鉄製品加工	5
鋼材の小売	13.7

(出所) 張曉明・榮耀華「生産資料流通体制改革的矛盾与方向」(『経済研究』1987年10期)26ページ/
冶金工業部<中国鋼鉄工業年鑑>編輯部委員会編
『中国鋼鉄工業年鑑』北京 冶金工業出版社 19
87年版 535ページ。

(注) * ここでは、鞍山(鋼材生産量519.96万トン)、
本溪(116.5万トン)、首都(255.57万トン)、太原
(102.96万トン)の各製鉄所のこと。

以上にみられるように、従来の中央政府による統一配分が支配的な状況から、次第に中央配分の比率が低下するにともなって、価格の多重化が進展してきた。

しかし他方で、中央統制から脱落した生産財が必ずしも自由価格で取引されているとは限らない状況もみられる。中央配分から離脱したかなりの部分に対して、地方政府が代わって関与している。たとえば、中央統制企業が自家販売できる生産財の比率はそれぞれの企業の生産量の10%以内にとどまっている。その理由は、中央の統一配分から離脱した部分について、所在地の地方政府や各官庁がひきつづき行政的配分を行なっているからである。

第5表は、鞍山、本溪、首都、太原の製鉄所の生産した鋼材について、1986年の自家販売の具体的方法を分類したものである。36.9%は、所在地政府が何らかの規制や干渉を行なっている。文字どおりの企業の自家販売は10%にも達していない。これらの鋼材はそれぞれの販売方法に応じて異なった価格を形成している。つまり、自家販売価格についても価格は多重化しているのである

(注15)。

生産財の総生産量に占める地方政府配分の比率は、1982年についてみると、鋼材26%、石炭45%、木材41%、セメント69%である(注16)。中央政府による配分から脱落した部分の多くは、地方政府の行政的配分下におかれている。もっとも、中央配分計画から脱落した生産財価格は、地方政府による配分も含めて、事実上、市場の相場価格で流通しているとの指摘もある(注17)。少なくとも、中央統制配分と地方政府配分とは同一価格ではない。

(2) 多重価格の実態

以上にみたように、経済改革・価格改革の進展によって生産財の多重価格化が進展してきた。石炭のケースに象徴されるように、価格の多重化は中央統制炭鉱、地方政府管轄炭鉱、集団経営炭鉱、個人経営炭鉱からなる多重経済構造の反映でもある。鋼材の多重価格を例にとると、政府統一配分価格、地方政府発注価格、輸入割増価格、冶金工業部の掌握する変動価格、計画超過部分の自家販売価格(市場調節価格)、さらにブラック・マーケット価格も含めると、きわめて多岐にわたっている。市場調節価格は統一配分価格の2~3倍になる(注18)。

以下では、このような生産財の多重価格の実態はどうなっているのかを品目別に概観しておく。

(1) 石油価格

初めに石油価格からみよう。建国当初には石油産出量も少なく、交通も整備されておらず、生産コストは地域的に差が大きく、全国的に統一された石油価格は形成されていなかった。1960年になって、大慶油田が発見された。その年の原油産出量は419万トンに達し、石油の自給率も42.5%まで上昇した。そのため、1961年3月に、地域差とコ

第6表 1961年の原油価格表
(単位：元/トン)

産地	新疆	青海	玉門	四川	大慶	二廠	五廠*	樺甸*	全国平均
価格	110	115	120	150	130	140	200	250	130

(出所) 鄭継芳「論我国石油価格体系的形成与改革」
『価格理論与实践』1987年5期) 25ページ。

(注) * はオイル・シェールの可能性が高い。

ストとを勘案して、全国的に新たな原油価格が制定された(第6表)。これは、1950年代後半のソ連の価格体系を参考にして決められたものである。

1961年から70年までは、1トン当たり平均130元の価格が維持されていた。ところが、1971年の価格調整で20%値下げされ、平均103元となった。しかも、その後1988年までこの価格で固定されたままであった。

1970年代は、まさに世界が第1次オイル・ショック(73年)、第2次オイル・ショック(78年)を経験した時期に当たり、石油の国際市場価格は騰貴している。この時期に国際価格は1バーレル1.8USドルから30USドルまで、17倍近くも値上がりしている(注19)。中国の国内価格は、国際価格よりはなはだしく低くなってしまった。

1975年から85年にかけて石油産出部門の油井建設コストは2倍に上昇した。探査コストも2.5倍に増えている。原油の総合生産コストはこの10年間に1.9倍になっている。コストは上昇しても、石油価格は低く抑えられたままであるから、ほとんどの油田が赤字経営に陥っている。少なくとも1トン当たり200元以上でないと、コストを補填できないといわれている(注20)。

1983年から政府は原油産出量請負制を実施し、請負ノルマを超過した部分については輸出してもよいし、国際市場価格で国内に販売してもよいことにした。いわゆる「高価オイル」の出現であり、石油の2重価格が登場した。当時、この高価

オイルとして販売される原油価格は、大慶油田で1トン当たり650元、勝利油田で520元であった。1983年と85年の調整を経て大慶545元、勝利475元に値下げされたが、それでも政府統制価格の5倍以上になる。その後、1988年2月に政府統制価格、高価オイルともに1トン当たり10元ずつ引き上げられた(注21)。しかし現実には、このような小幅な値上げでは効果はなかった。大慶油田は1960年に創業して以来、初めて88年に赤字を出した。その額は2612万元である(注22)。

石油価格の問題点についてさらに詳しくみるために、大慶油田のケースをとりあげる(注23)。大慶の第6開発区は、全国の原油生産量の9分の1を占める大油田である。1960年代には油井の自噴能力が大きく、コストも低かった。1980年代に入ってくると、含水率が70%を上まわり、機械採油に移行せざるを得なくなった。そのため、吸い上げ機の修理と材料消耗、電動ポンプ、油井内作業および探査の工事費、減価償却などで2億元、電気代として1億元がかかり、この費用だけで原油コストの75%にも達する。さらに、鋼材やセメントなどの原材料価格の値上げもからんで、1980~87年の期間に、1単位当りの原油産出コストは3倍になった。24億元の産出増にもかかわらず、利潤は逆に4億元の減少をみた。限界費用が平均収入(価格)と一致する点を超えてなお、生産が拡張されたことになる。

大慶油田の価格形成については、次の四つの問題点が指摘されている(注24)。

第1に、価格水準が低すぎる。大慶産原油の現行価格、1トン当たり約100元は、国際価格の4分の1に相当し、他の国内油田と比べても低い。この価格は、大慶油田の開発当初のコストに基づいたものである。当時、大量の人材・資材が国庫負担

で無償投入され、政府援助はコスト計算に入っていなかった。探査・試掘コストや維持経費もカウントされておらず、1ト当たりコストは最低時には11.7円でしかなかった。

第2に、品質差が価格に反映されていない。日本に輸出されるときには、大慶産原油は最高価格で引き取られる。その他の国内油田より70元高い。ところが、国内に向けて販売されるときには、新疆油田より15元低く、中原油田や甘肅・寧夏にまたがる長慶油田より30元も低いという（もっとも、これには新疆産の原油の方が良質だからだとの説もある）。

第3に、加工製品と比べて安い。生産者価格を比べると、原油が1ト当たり約100元、ガソリンが591.60元である。ところがコスト比でみると、原油1に対して、ガソリンは2.25倍でしかない。

第4に、石油工業部による計画統制が厳格にすぎる。大慶原油の90%以上が政府計画価格で売られ、協議価格で取引される量が少ない。

石油製品では、工業用重油の例がある。政府決定価格が1ト当たり115元であるのに対し、政府指導価格145～330元、市場調節価格490元にもなる(注25)。

(ロ) セメント

1985年から生産財の計画超過部分について、生産企業が市場価格で自家販売できるようになったことはすでに述べた。この措置によって、セメントは同一品質の製品に対し大きく分けて3通りの価格が成立するようになった。中央政府の統一配分価格、地方政府の配分価格、および市場価格である。しかも、中央政府配分の比率は年々低下する傾向にあり、1982年には全生産量の4分の1を占めるにすぎない。1985年末には、この3重価格の比は1対1.5対2.5であった。ところが、1986年9

月末には1対1.24対1.6にまで縮小している。

この政府配分価格と市場価格との比が縮小したのは、1986年初めの政府配分価格の引き上げによる。この時、中央配分のセメント価格は60%上昇した。代表銘柄である4253ケイ酸塩セメントは、1ト当たり56元から90元になった。大部分の省・市政府でも10～30%引き上げられた。それに対して、市場価格の方は小幅な動きを示したにすぎない。たとえば39の生産財市場の資料によると、1986年初めに139元であったが、4月167元、9月144元であった(注26)。

(ハ) 木材

価格の基礎となるコスト計算にさいして、中国では伐採、集散、輸送、貯木のコストを算入するだけで、営林経費を含まない。そのため、政府配分価格は低く抑えられている(注27)。

黒龍江省は全国の木材生産量の2分の1を占めている。木材価格は過去4回の調整を経て、2倍に上がった。しかし、コスト（営林経費を除く）の方はそれを上まわって、2.5倍になっている。

黒龍江省の木材価格は、1986年10月より前には1立方メートル当たり95.38元であった。自主流通している南方の木材や計画外木材価格の3分の1にすぎなかった。1986年10月の小幅な値上げによって1立方メートル当たり144元になったものの、それでもなお南方木材や計画外価格の2分の1でしかない。黒龍江省産の朝鮮松、おにごるみなどは南方に運べば2倍の値段で売れる(注28)。

全国規模でみると、1985年に商品として取引された木材は5000万立方メートルであった。そのうち、計画内流通が1700万立方メートルで、1986年10月の値上げ以後の価格ですら、価格は1立方メートル当たり140元でしかなかった。他方、計画外流通は南方木材1300万立方メートル、北方木材900万立方メートル、輸入材900万立

方からなり、平均価格は1立方寸当り220元である。価格差は1.57倍である。

もっとも、南方木材は1986年からすべて市場取引されるようになったため、それ以前に比べれば市場調節価格は低下している。政府統制価格の残っていた1985年以前の時期には、市場価格は1立方寸当り700元という高価格で取引されていた(注29)。

(二) 石炭価格

石炭価格はエネルギーのなかでも最も低く抑えられてきた。建国以来、4度の改訂を経て、1985年以降は1ト当り24~25元に引き上げられたが、国際価格と比べるときわめて低い。また、1983年には生産計画超過分に対しては、政府決定価格のうえに100%のプレミアムをつけて生産を刺激してきた(注30)。この時期から、石炭の一物多価が全国的に広がった。

石炭も他の生産財と同様に中央統制配分の比率は低下しており、総生産量の50%をカバーしているにすぎない。残りの50%は、地方政府経営と集団・個人経営の炭鉱とで2分されている。山西省の石炭が上海に運ばれて売られるときには、1ト当り60元以上になる。他方で、中央統制炭鉱の石炭が地元の山西省で売られるときには30元にもならない。郷鎮炭鉱の石炭はさらに安く、10元前後でしかない(注31)。このため、一般的に中国の沿海各省の省エネ投資額は、山西省などの内陸各省より大きい。

黒龍江省直属炭鉱の石炭価格は、次のような問題点をもっている。

第1に、コストの方が価格より高い。原炭1ト当りの炭鉱渡し価格は、1981年21.47元から85年27.94元に上がっている。ところが、コストも23.85元から29.03元に増えている。コストの上に

税(1.77元)を加えると、炭鉱は1トの石炭を掘り出すたびに3元の損をすることになる。したがって石炭産業の資金利潤率は-1.1%である。

第2に、品質等が価格に反映されていない。粘結炭と普通炭の価格比は1.2対1と差がほとんどない。発電所や大型ボイラー使用企業に適用される粉炭と普通炭の比も1.03対1でしかない。そのため、多くの炭鉱は上質の石炭に加工することをきらい、品質のよいものも劣ったものも混じり合ったまま売っている。黒龍江省全体で毎年、上質の粘結炭350万トが普通炭として燃やされていると推計される。

第3に、流通の中間段階でのプレミアムが多すぎる。炭鉱渡し価格30元の原炭が、生活消費用として石炭市場で消費者に渡ったときには60元を超えている。

第4に、集団・個人経営の小炭鉱の乱掘が資源破壊を招いている。掘る深さは30~100cmと浅く、出炭率も正規の炭鉱の3分の1前後しかない。

(3) コスト上昇の製品価格への転嫁

以上に述べた生産財価格の多重化は、二つの方向から進められてきた。一つは、政府統制価格と企業自家販売価格への分岐である。中央政府管轄下の企業は、計画を超過達成したばあいに政府指導価格、さらには市場調節価格で販売することができる。他の一つは、中央国营、地方国营から集団所有、自営業にいたる所有制別の多重価格である。経済改革の進展にともなって登場した所有主体の多元化によってもたらされた。

経済改革・価格改革の進展にともなって価格の多重化が進んできたという意味では、多重価格は積極的役割を担っている。

李宝実らの論文によると、多重価格は次のようなプラス面を有している(注32)。

第1に、現段階は政府決定価格から全面的に市場調節価格へ移行する条件が整っていない。多重価格制は、中国の現在の国庫負担能力、市場経済化の進展度、企業の吸収能力などからみて妥当な選択である。変動幅も比較的小さく、売手・買手の双方とも受け入れやすい。第2に、市場調節価格の変動は政府決定価格を制定するさいの参考になる。第3に、企業は計画超過分を自家販売することで収入増となる。第4に、製造加工業が生産財の値上がり分をコスト引き下げによって吸収しようとする。第5に、中央統制配分、政府決定価格の比重が低下する。

他方で、多重価格は次のようなマイナス面も有している。

第1に、生産財生産企業は、高価格で売れる自家販売部分を増やそうとする。政府から下ろされた計画指標を未達成のまま、自家販売されることも少なくない。第2に、多重価格制の下で、市場調節価格は需給状況を正確に反映しているわけではない。全面的に市場調節されているばあいと比べて、多重価格制下の市場調節価格は高くなる傾向にある。実際の需給のギャップより緊張しているかのようにみえる。計画価格と市場価格との併存は、過大な価格差と両方の価格のゆがみをもたらす^(注33)。また、不足財は往々にして、どんな財とでも交換可能なハード・カレンシーとして機能する。第3に、安い価格で購入して、高い価格で販売することが可能である。多重価格制の下では、投機、空売りなどの不正の風潮を助長する。

このように、多重価格は企業の生産発展へのインセンティブとなると同時に、他方で合法的・非合法的形態を通じての値上げをもたらす傾向がある。違法値上げのうちでも生産財関連が最も重大で、1万元以上に上る違法値上げ収入は、ほとんど

生産財の購入・販売を扱う企業、あるいは生産財を生産する企業によるものである^(注34)。1987年5月には、生産財価格の管理を強めて、みだりに値上げをすることを抑止する國務院通達も発布されている^(注35)。いくつかの例をひろってみよう^(注36)。

ある大型製鉄所では、1986年の公定価格での販売計画のうち、3万トンが未達成となった。ところが、線材(wire)5万トンを計画外価格で販売している。もともと公定価格で売るべきであった角鋼材は、線材に加工されてしまっていた。

鉄道・運輸では、いろいろの名目で手数料を徴収するのが主たる実質値上げの方式である。吉林省延吉市では、前売り切符1枚当たり0.5元の雑費をとる。

石炭・セメントの違法値上げの典型は、販売量のごまかしである。1986年より前には石炭企業のごまかしがいたるところでみられた。1986年に買手市場になってから、このような詐欺行為は少なくなったものの、大同などの上質炭生産地の企業は依然として行なっている。セメントのばあい、標準寸法より小さいセメント袋を生産する紙袋工場があり、セメント工場からの注文をさばききれないほど繁盛したという。

電力産業では、電気料金の複雑な体系を利用して、適用される料金等級を引き上げたり、割増料金を課したりしている。

木材産業では、中央の統制配分材の品質基準を許可なく勝手に引き下げて、劣等品質のものをそれに充当する。そのため、買手企業は公定価格では良質材を購入できなくなった。

石油製品のばあいは、3通りある。(1)1回の販売量が180規を超えたときには、卸売価格で売らなければならない。ところが、多くの給油所は小売価格で売っている。(2)給油量をごまかして少なく

する。(3)前述した高価オイルの比重を多くする。

生産財の流通を扱う物資部系統の企業にも、勞せずして甘い汁を吸う方法がある。買手企業に渡るまでに、計画内供給指標が転々と中間流通機構を移っていく。単に領収書を1枚切るだけで、買手企業から2~3倍の手続き料を受け取ることができる。

1988年上半年期の28省・市・自治区の不完全な統計によると、物資部系統の官庁および傘下の企業が違法な投機行為を摘発されたのは31件に及ぶ。そのうち、自動車と鋼材を転売した件数は19件にもなる。

広州ブランドの505自動車3台の転売ルートと1台当りの値段は、次のとおり。吉林省交通開發公司 11万5000元→威海市物資服務公司(山東省) 12万8000元→吉林省長春市生産資料服務公司(吉林省) 13万5000元→台山市物資貿易中心(広東省) 15万2000元→秦皇島市生産資料服務公司(河北省)。この転売の期間中、商品そのものは広州の倉庫に置かれたままであった(註37)。

これまで述べたように、生産財価格の多重化、およびそれを利用した合法的・非合法的な価格の引き上げは、生産財価格の全般的上昇をもたらした。中国の現行システムの下では、生産財価格の上昇は容易にコストプッシュ型のインフレへとつながっていかざるを得ない。その理由は、次の諸側面から指摘できる(註38)。

第1に、企業への利潤留保を中心にした改革、とりわけ請負経営責任制は、企業の近視眼的行動を助長した。改革前の伝統的システムの下では、企業の経営状況と従業員の賃金・福祉とはリンクされていなかった。そのような体制の下では、企業はコストと価格との比に関心を示さず、コストの上昇が必ずしも値上げへとつながることもなか

った。ところが、改革後のシステムの下では、企業は短い請負期間中に成果をあげなければならない。長期的には経営に不利で、企業の市場占拠率をせばめ、製品の競争力を弱めることになるとしても、企業は短期的利益を追求する。コスト上昇は企業の経営合理化によって吸収されるよりは、価格引き上げの方に転嫁されがちである。

第2に、全般的に供給の不足している物不足経済では、値上げのチャンスはいたるところにある。コストの上昇は、売手市場では容易に価格引き上げとして現われる。

第3に、これまでの改革の重点は企業への分権化にあり、市場・価格メカニズムが正常に機能するという面での改革は遅れている。企業への価格決定権の委譲は、市場が競争的環境にある限り、必ずしも価格の引き上げにつながるとは限らない。ところが、市場体系の確立していない現行システムの下では、コスト上昇は容易に価格に転嫁される。とりわけ、独占・寡占状態にある中国の大多数の国営企業にとってはそうである。

生産財価格の値上がりを防止するために、次のように政府はたびたび通達を出している。

1987年5月 國務院「生産財価格に対する管理を強めて、価格・料金のむやみな値上げを制止する通達」。

1987年9月 國務院「中華人民共和国価格管理条例」——計画内生産財の計画外価格による販売や独占価格の設定を禁止。

1988年1月 國務院「重要生産財・交通運輸価格管理暫行規定」——(1)石油、石油化学、鉄道、民航、電力、冶金、非鉄金属、石炭などの独占企業あるいは独占的産業の生産する重要生産財・交通運輸価格は国家物価局が統一制定(第7表参照)。(2)指令的計画

第7表 政府が価格統制する重要生産財・運賃

類	品目
1	原油, ガソリン, ディーゼル油, 灯油, 重油
2	天然ガス
3	電気
4	ピレット, 鋼材, 銑鉄, スクラップ
5	銅, アルミニウム, 鉛, ずず, 亜鉛
6	硫酸, 苛性ソーダ, 精製ソーダ, ゴム, 工業用原塩
7	尿素, 硝酸アンモニア, 農業用ビニール, 農薬 (ディフテックス, DDT液, ロゴール液, 1605液)
8	北方産木材
9	石炭
10	国有鉄道運賃, 航空国内料金, 沿海・長江水運料金, 港湾諸掛り

(出所) 『価格理論与实践』1988年3期 49~50ページ。

を完成し、契約を履行したのち、計画超過分の自家販売を認める。(3)郷鎮企業を含む各企業が計画外の重要生産財を売買するとき、中央政府・省・自治区・大中都市の設立した生産財市場以外での売買、あるいは指定した企業以外との取引を禁ずる。

1988年1月 国务院「計画外生産財の全国統一最高限価格暫行管理弁法」——いったん取り払った計画外生産財の価格規制を再導入。

このような生産財価格の上昇を抑える通達がどれほどの効力を発揮するかは、はなはだ疑わしいといわねばならない。すでに述べたように、供給が需要に応じ切れない中国経済の従来からの実態と各種の改革措置によってつくり出された現行システムの矛盾とが結びついて、生産財価格の多重化や全般的な騰貴をもたらしているからである。生産財の政府決定価格の不合理やそれに伴う多重価格制は、一朝一夕に解決できるものではなく、長期的に存続せざるを得まい。

最終的には、このような生産財価格のゆがみや多重化が解決されるためには、全面的に市場取引にゆだねるか、国際価格とリンクするしかないであろう。現在のインフレ昂進下では、そのいずれ

をも実現するような条件がないことも確かである。原材料・エネルギーの政府決定価格は、国際市場価格と比べると、まだきわめて低く抑えられている。国際価格に対する政府決定価格の比は、精選炭45%、石油31%、鑄造用銑鉄71%、ピレット64%である(注39)。

3. マネーサプライ要因

(1) M_0 と物価指数

近年におけるマネーサプライの増加は、中国のインフレ要因の一つとなってきた。別稿で示したように、マネーサプライと中国国民所得インプリシット・デフレーターとは、1978年以前にはほとんど関連性をもっていなかった。だが、1978年以降になると並行して上昇しており、市場経済におけるマネーサプライとGNPデフレーターとの相関関係に類似した動きを示すようになった。市場経済化の進展を裏づける(注40)。

石川滋氏は、早くも1980年初めの段階でマネーサプライ要因を重視していた。氏によると、貨幣発行がすべて信用発行によって行なわれたとしても、償還が遅延したり不能になったりする事情が生じたばあいには、貨幣流通量が商品流通の正常必要量を超過してインフレをもたらす。このインフレ要因は、1960年代初めのインフレ時にはなかったもので、経済改革以降に登場した新たな要因で

第8表 マネーサプライ

(単位: 億元)

	流通現金 増加率 (%)	職員・労働者 生計費指数	対民間 貸し出し増 (A)	民間預金増 (B)	民間貸し出し 純増 (A-B)	対政府 貸し出し増 〔財政借款〕 (C)	対政府 貸し出し増 (D)	対政府 貸し出し純増 (C-D)
1979	26.3	101.9						
1980	29.3	107.5	374.67	305.26	69.41	80	15.77	64.23
1981	14.5	102.5	350.37	341.41	8.96	0	32.92	-32.92
1982	10.8	102.0	287.6	348.25	-60.65	0	-17.43	17.43
1983	20.6	102.0	378.78	377.44	1.34	29.34	17.93	11.41
1984	49.5	102.7	988.52	656.53	331.99	61.21	-31.99	93.2
1985	24.7	111.9	1,485.54	684.41	801.53	14.27	202.49	-188.22
1986	23.4	107.0	1,684.89	1,165.76	519.13	95	-56.92	151.92
1987	19.4	108.8	1,441.95	1,194.65	247.3	144.91	-4.47	149.38

(出所) 国家统计局編『中国統計年鑑』北京 中国統計出版社 各年版/『中国金融』1983年1号, 1988年4号。

ある(注41)。

物価指数とマネーサプライとの関係をさぐるばあ、マネーサプライとして何を採用するかが問題となる。初めに、マネーサプライとして預金通貨を含まない現金流通量(M_0)のみをとりあげてみる。

M_0 の増減は、『中国統計年鑑』各年版に発表されているマネタリー・サーベイ表から、次のような関係が見出される(注42)。

$$M_0 \text{ 増} = (\text{対政府貸し出し} - \text{財政性預金}) \\ + (\text{対民間貸し出し増} - \text{預金増}) \\ + \text{保有外貨増} - \text{その他}$$

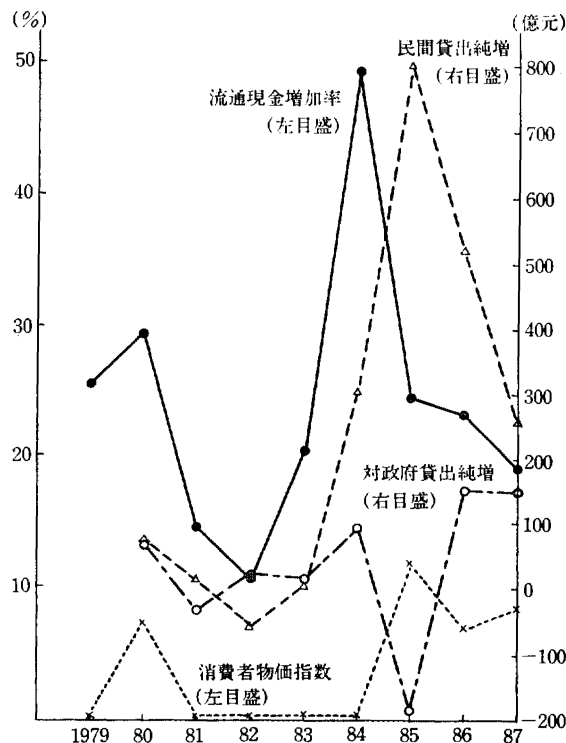
M_0 の増減に大きな影響を及ぼしているのは、対政府貸し出し純増と対民間貸し出し純増である。

第8表は、1980年以降の対政府貸し出し純増、対民間貸し出し純増、流通現金増加率、消費者物価指数の推移を示した。第2図はそれを図示したものである。

1984年の M_0 の49.5%もの増加は、財政赤字補填のための人民銀行からの借り入れ増加(83年199億5700万元, 84年260億7800万元), および財政性預金の減少(83年197億8700万元, 84年165億8800万元)が大きく作用している。

1985年には対政府貸し出しの額は伸びなかったのに対し、財政性預金は大幅増となった。その結

第2図 マネーサプライ増加要因

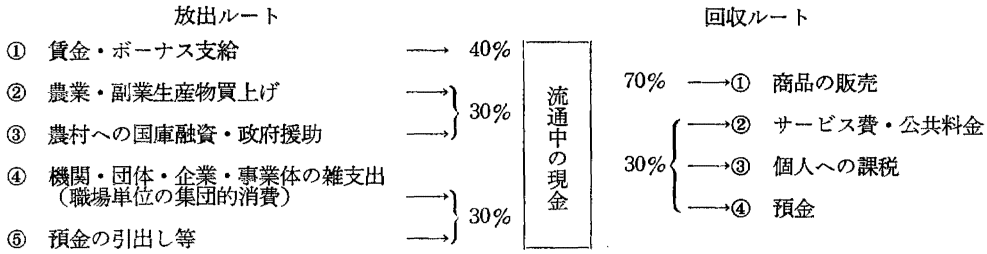


(出所) 第8表と同じ。

果、対政府貸し出し純増は-188億2200万元となり、その点だけからみれば M_0 は大幅減少するはずであった。ところが、この年には民間貸し出しが大幅に増え、 M_0 の増加率も24.7%とそれほど大きくは低下していない。

現金流通量 M_0 が使用される最大の対象は、消

第3図 現金の放出と回収



(出所) 劉鴻儒『社会主義貨幣与銀行問題』北京 中国財政経済出版社 1980年 168ページ。

費財の購入である。第3図にみられるように、流通中の現金の70%が商品購入にあてられている。 M_0 の増加に対応して、消費財の供給が増えなければ、その需給ギャップはインフレ圧力として現われる。

南部稔氏は、シャオ (K. H. Hsiao) の計算方法を用いて、「総合インフレーション指数」を求めている。その算式は、現金流通量と商品小売量との比からなる^(注43)。

$$I_t = \frac{I_m}{I_r/I_p}$$

I_t = 総合インフレーション指数

I_m = 現金流通量指数

I_r = 当年価格の社会商品小売総額指数

I_p = 商品小売物価総合指数

この方法に依拠して、1978年=100とした87年の総合インフレーション指数を求めると、267.7になる(第9表)。この期間の年平均上昇率は、11.6%である。ちなみに、小売物価総合指数の公式統計における同期間の年平均上昇率は4.3%である。

(2) M_1 , M_2 とインフレーション圧力

これまでのところでは、マネーサプライとして M_0 をとりあげた。しかし、中国でも市場経済の国と同様に、マネーサプライは M_0 のみに依拠して計算していたのでは、信用創造の規模を知ることができない。

第9表 総合インフレーション指数

	現金流通量指数 (1)	商品小売物価総合指数 (2)	社会商品小売総額指数		総合インフレーション指数	
			当年価格 (3)	1978年価格 (4)	南部一石原 (5)	Chen-Hou (6)
1978	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1979	126.3	102.0	115.5	113.2	111.5	104.7
1980	163.3	108.0	137.3	127.1	128.5	113.6
1981	187.0	110.7	150.8	136.2	137.3	127.5
1982	207.2	112.8	164.9	146.2	141.7	135.0
1983	249.9	114.5	182.8	159.7	156.5*	148.0
1984	373.6	117.7	216.6	184.0	203.0	
1985	466.0	128.1	276.2	215.6	216.1	
1986	574.7	135.8	317.6	233.9	245.7	
1987	686.1	145.7	373.4	256.3	267.7	

(出所) (1)~(5)国家統計局編『中国統計年鑑』北京 中国統計出版社 各年版、および南部稔「中国のインフレーション」(『アジア研究』第32巻第1号 1985年4月) 10ページ。

(6) Chen, Nai-Ruenn; Chi-ming Hou, "China's Inflation, 1979-1983: Measurement and Analysis," *Economic Development and Cultural Change*, 第34巻第4号, 1986年7月, 823ページ。

(注) * 南部氏の同上論文 8ページでは、1978~83年の年平均上昇率を総合インフレーション8.8%、「開放インフレーション」(顕在的インフレーション) 2.8%、「抑圧インフレーション」(潜在的インフレーション) 6%と計算している。筆者の計算では、それぞれ順に9.4%, 2.9%, 6.5%になる。

中国の貨幣流通は、大きく分けて二つの部分に分けられる。一つは、家計および自営業者の収支活動に伴う現金流通である。他の一つは、企業や事業体などの間の収支活動に伴う現金流通である。ところが、後者の取引にあっては、現金決済は大きなウェイトを占めてはいない。取引のほとんどが銀行口座を通じての振替決済によって行なわれている。実際のところ、1986年末の流通現金

第10表 中国における「マーシャルのK」

	M_0 (億元)	M_1 (億元)	M_2 (億元)	$Y \cdot P \cdot H$ (億元)	K_{M_0}	K_{M_1}	K_{M_2}
1978	212.0	1,085.9	1,214.8	2,931	0.0723	0.3705	0.4145
1979	267.7	1,371.1	1,537.5	3,289	0.0814	0.4169	0.4675
1980	346.2	1,731.3	1,959.9	3,694	0.0937	0.4687	0.5306
1981	396.3	2,114.6	2,404.0	3,953	0.1003	0.5349	0.6081
1982	439.1	2,488.2	2,853.4	4,254	0.1032	0.5849	0.6708
1983	529.8	2,949.5	3,413.4	4,786	0.1107	0.6163	0.7132
1984	792.1	3,842.7	4,458.0	5,835	0.1357	0.6586	0.7640
1985	987.8	4,616.0	5,457.2	7,276	0.1358	0.6344	0.7500
1986	1,218.4	5,860.2	7,049.5	8,288	0.1470	0.7071	0.8506

(出所) 楊仲偉ほか「我国通貨膨脹的診断」(『経済研究』1988年4期)9ページ。

(注) M_0 : 流通現金量

M_1 : M_0 +都市・農村当座預金+企業預金+基本建設預金+機関・団体預金+農村預金

M_2 : M_1 +都市・農村定期預金

$Y \cdot P \cdot H$: 名目GNPの貨幣経済化部分

K : $M/(Y \cdot P \cdot H)$

量は約1200億元あるが、国営企業や政府機関などが保有しているのは200億元にすぎない(註44)。

現行システムの下でも従来の金融システムは依然として効力を発揮している。各専門銀行は預金と貸し出しのバランスをとる義務を負っておらず、実質的には中央銀行と専門銀行との区別がないといってよい。銀行を通じて行なわれる決済方式には、次の諸方式がある。代金取立状の送付による「委託代金立て」、信用状の送付による決済、支払単位が銀行に委託して送金する為替方式の3種である。同一市内・同一県内では、そのほかに小切手、限度額小切手、銀行委託受取り、銀行委託支払いなどの方式が含まれる(註45)。これらの方式を通じて各専門銀行は信用創造を行なっていく。しかも、後述するように金融の質的統制に代わる新たな金融政策が機能していないために、信用拡張を制約することがいっそう難しくなっている。

以下では、マネーサプライとして M_0 のほかに、通貨性預金や定期預金を入れ込んだ M_1 , M_2 指標を用いた研究をとりあげてみよう。

楊仲偉・張曙光などの共同論文は、各種のマネーサプライを次のように定義している。

M_0 = 流通現金量

$M_1 = M_0 + \text{都市} \cdot \text{農村当座預金} + \text{企業預金}$

+ 基本建設預金 + 機関・団体預金 + 農村預金

$M_2 = M_1 + \text{都市} \cdot \text{農村定期預金}$

また、名目GNPの貨幣経済化部分を計算して、市場経済における「マーシャルのK」に相当する数値Kが得られる。

$$K = M / (Y \cdot P \cdot H)$$

Y : 実質GNP, P : インプリシット・デフレーター, H : 貨幣経済化率, $Y \cdot P \cdot H$: 名目GNPの貨幣経済化部分

M_0 , M_1 , M_2 のそれぞれについて、Kを求めたものが第10表である。それによると、1978年の K_{M_1} 37.1%、 K_{M_2} 41.5% から、86年には、 K_{M_1} 70.7%、 K_{M_2} 85.1% へと上昇している。マーシャルのKは貨幣の流通速度の逆数であるから、その数値の上昇はインフレ圧力の増大を意味している。

さらに、 M , Y , H , K , P のそれぞれについて、対前年比増加率 M' , Y' , H' , K' , P' を求め、以下の関係式からインフレ圧力 ($K' + P'$) を推定している。

$$M_1' - Y' - H' = K_{M_1}' + P'$$

その計算結果をみると、1986年のインフレ圧力はマネーサプライ M_1 のばあいに16.3~18.8%、

M_2 のばあいでは18.2~21.0% という高い数値を示している。ちなみに、公式物価統計における1986年の職員・労働者生計費指数は7.0%である。

(注1) 戴國長・黎漢明「工資侵蝕利潤」(『經濟研究』1988年6期)7~9ページ。

(注2) 同上。中兼和津次「中国の經濟体制改革」(野々村一雄編『社會主義經濟論』有斐閣 1986年)115ページによると、企業長の権限の実態は制度ほどには付与されていない。ただし、従業員の昇給については自主的に決定しているという。

(注3) 石原「價格改革」41ページ。

(注4) 何道峰ほか「論我國近年通貨膨脹の發生機制与結構的表現」(『經濟研究』1987年11期)27ページ。

(注5) 同上論文 22ページ。

(注6) 郭今吾主編『經濟大辭典 商業經濟卷』上海 上海辭書出版社 1986年 183ページ/吳俊揚「探討深化價格改革的思路」(『財貿經濟』1988年4期)5ページ。

(注7) 吳俊揚「制止通貨膨脹 推進價格改革」(『經濟日報』1988年6月24日)。

(注8) 陳東琪「當前需求控制的主要目標」(『經濟研究』1988年2期)48ページ。

(注9) 「1987年日用工業品價格變動情況」(『價格理論与实践』1988年2期)46~47ページ。

(注10) 張卓元「我國物價上漲的原因与对策」(『光明日報』1988年4月23日)。

(注11) 本文中の「暫定規定」のもつ現状追認の意味については、石原享一「計画化と價格」(丸山伸郎編『転機に立つ中国經濟』アジア經濟研究所 1985年)50ページ。

(注12) 柴宗河「經濟運行機制的中近期改革構想」(『財貿經濟』1988年5期)12ページ。

(注13) 張維達「短缺經濟条件下生產資料市場發育問題」(『經濟研究』1987年10期)20ページ。

(注14) 同上論文 21ページ。

(注15) 張曉明・宋耀華「生產資料流通体制改革的矛盾与方向」(『經濟研究』1987年10期)25~26ページ。

(注16) Ishihara, K., "Planning and the Market in China," *Developing Economies*, 第25卷第4号, 1987年12月。

(注17) 石原享一「中国の價格改革と商品經濟」(『アジア經濟』第27卷第8号 1986年8月)17ページ。

(注18) 同上論文 20ページ。

(注19) 鄭繼芳「論我國石油價格体系的形成与改革」(『價格理論与实践』1987年5期)25ページ。

(注20) 同上論文 26ページ。

(注21) 「物價信息專欄」(『價格理論与实践』1988年4期)55ページ。

(注22) 『工人日報』1988年11月16日。

(注23) 『經濟日報』1988年7月15日。

(注24) 黑龍江省五大優勢產品價格課題組「黑龍江省五大優勢產品價格研究」(『價格理論与实践』1987年6期)12ページ。

(注25) 岳海濤「原材料の供給と價格」(『北京周報』1988年7月12日号)27ページ。

(注26) 廖英敏・戴國慶「從統配水泥調劑效果看價格的調節作用」(『價格理論与实践』1987年4期)18ページ。

(注27) 黑龍江省五大優勢產品價格課題組 前掲論文 12ページ。原木の價格が低く抑えられていることは、次のような事実からも知られる。木材企業が粗加工の原木1立方メートルを売ると48元もの赤字になるが、製材を売ると54元の利潤がある。チャムス製紙工場では、針葉を取り除いただけの粗加工原木を1立方メートルで購入してのち、紙を製造して売ると50元の利潤が得られる。

(注28) 同上論文 12ページ。

(注29) 奉国強「調整木材計画價格小議」(『價格理論与实践』1987年5期)24ページ。

(注30) 1988年4月の發電用石炭の價格にかんする通達によると、政府指導價格は中央統制炭鈹が炭鈹渡し價格(地域價格差を含む)の100%増し、地方政府管轄炭鈹が1ト当たり20元増しである。運賃は両方とも1ト当たり6.5元のプレミアム付きである。山西省属の炭鈹の石炭はそのうえに、2元の短距離輸送補助金と2.5%の手数料が加えられる。「物價信息專欄」(『價格理論与实践』1988年6期)55ページ。

(注31) 《中国煤炭價格政策研究》課題組「中国煤炭價格政策研究(上)」(『價格理論与实践』1988年6期)43ページ。

(注32) 李宝実ほか「生產資料双軌制的回顧与思考」(『價格理論与实践』1987年5期)16ページ。

(注33) 趙景炎・張建民「深化價格改革与宏觀經濟環境」(『價格理論与实践』1988年3期)30ページ。

(注34) 馮曉青「1987年西安市物價違紀情況分析」(『價格理論与实践』1988年6期)49ページ。

(注35) 「價格文件摘編」(『價格理論与实践』1987

年5期) 49ページ。

(注36) 劉樹杰「検査生産資料価格収束的思考」(『価格理論と実践』1988年1期) 46ページ。

(注37) 『人民日報』1988年10月8日。

(注38) 彭鴻林ほか「成本推動型価格上漲の機制及其調控」(『価格理論と実践』1988年6期) 23~24ページ。

(注39) 喬剛「“七五”時期價格改革方案的選取」(『価格理論と実践』1987年4期) 15ページ。

(注40) 石原「中国のインフレ問題……」28~29ページ。

(注41) 石川滋「中国の新価格政策と物価・インフレ」(『日中経済協会会報』第79号 1980年2月) 27ページ。

(注42) 館龍一郎「財政金融政策と中国経済」(館龍一郎・小宮隆太郎・宇沢弘文編『中国経済 あすへの課題』東洋経済新報社 1984年) 156~157ページ。

(注43) 南部 前掲論文 9ページ/Hsiao, K. H., *Money and Monetary Policy in Communist China*, ニューヨーク, Columbia University Press, 1971年, 232ページ, Table IX-2。

(注44) 黄旭「我国貨幣供給与價格水平決定」(『経済研究』1988年2期) 37ページ。Chen, Nai-Ruenn; Chi-ming How, “China’s Inflation, 1979-1983: Measurement and Analysis,” *Economic Development and Cultural Change*, 第34巻第4号, 1986年7月, 821ページによると, 流通現金の80%は個人消費者の手中にあり, 残りは現金予備として政府・集団単位が保有している。

(注45) 劉鴻儒主編『経済大事典 金融巻』上海上海辞書出版社 1987年 397ページ/金融財政事情研究会編『中国経済の調整と改革』キンザイ 1981年 214ページ。

IV 経済改革の現段階とインフレーション

ョン

1. 請負経営責任制と価格改革

これまで第II節では, 価格統制の撤廃を中心とした価格改革の推進によって, 従来のシステム下で抑圧されていた潜在的インフレが顕在化し, 物

価指数に反映されるにいたった事情を説明した。経済改革に着手して以降, インフレが進行した全般的背景といえる。次に第III節では, 最近のインフレの原因についても分析を試みた。そこでは, デイモンドプル, コストプッシュ, マネーサプライの3要因が複合的に作用していることを明らかにした。

このようなインフレの進行に直面して, 1986年に予定されていた生産財価格の全面的改訂を中心とした改革は断念された。企業間に平等な競争条件を設定するための改革が挫折したのに対して, 企業の権限を拡大するための改革の方はひきつづき推進された。しかし, 企業の外部条件が不平等なとき, 企業に与えられる権限は政府が各企業の経営状況や外部環境等を考慮して規制せざるを得ない。そのような要件を満たすものとして, 1987年に入って請負経営責任制が国営の大・中型企業に対して急速に普及した(注1)。

吉林省ではこの制度が過去2回導入されたことがあるが, いずれも途中で廃棄されている。1982年には赤字企業の欠損額請負という形で導入された。しかし, 1983年に行なわれた利潤上納制から法人所得税徴収制への転換ともなって, 第1回目の請負制は廃止された。ところが, 他方で法人所得税制も一律に適用する条件が熟しておらず, 1985年に再び請負制が導入された。だが, これも1986年にストップした。1987年に入って3度目の導入がなされ, 現在96%の企業に普及している(注2)。河南省では1987年初めから請負経営責任制の導入が始まった。1年もたたないうちに, 河南省の地方政府予算内企業の3分の2以上に広がっている(注3)。

国営の大・中型工業企業は1万2398を数えるが, そのうち, 1987年末までに4分の3を占める

第11表 吉林省の請負経営責任制 (1987年)

(%)

(1) 税・利潤の上納目標額の請負 (超過分は比例配分)	8.5
(2) 税・利潤上納額の通増の請負 ()	8.0
(3) 税・利潤上納額と技術改造の両請負	0.3
(4) 税・利潤上納の定額請負 (超過分は企業に)	51.3
(5) 税・利潤上納の増加分と賃金総額とのリンク	4.1
(6) 基準期の利潤額の請負 (増加分は所得税率を下げる)	2.2
(7) 利益・欠損ともに少ない企業の定額請負 (上納も補助もなし)	10.5
(8) 欠損額請負または遞減の請負	7.5
(9) 企業経営責任制	2.1
(10) その他	1.5
計 請負経営責任制の実施企業	96.0

(出所) 杜海燕「承包制：国有企業体制改革の初始選択」(『経済研究』1987年10期) 10ページ。

(注) 吉林省の中央・地方国営企業総数に占める比率。

9270企業で、次の諸方式が実施されている(注4)。

- (1) 利潤通増請負制(監督官庁に対して企業が請負う利潤額が年々増加していく)——首都鉄鋼公司等989企業(8%)
- (2) 利潤とリンクした賃金総額制(企業の獲得する利潤額に応じて賃金支給額が増減する)——1508企業(12.2%)
- (3) 欠損請負・欠損削減請負制(赤字経営の企業が毎年の欠損額を請負う)——523企業(4.2%)
- (4) その他の各種経営責任制(具体的方式はさまざまだが、上納利潤・納税基準額を超過達成すれば企業留保が多くなり、達成できなければ企業が弃済するという点で共通している)——6250企業(50.4%)

地方政府の省レベルでは、請負制の導入が最も進んでいる吉林省のばあいは、第11表のとおり10方式からなる。吉林省の請負経営責任制は、次のような問題点をかかえている(注5)。

第1に、請負期間が短く、企業総数の3分の2は1年ごとに契約を更新しなければならぬ。企業の近視眼的行動を促す。

第2に、請負指標の決め方が各企業と監督官庁との間で個別に決められる。その結果企業間の利潤留保額に千数百万円もの格差が生じる。しかも、その格差は企業経営の優劣によって生じたも

のではなく、官庁と企業との間のバーゲニングで決まるのである。

第3に、ボーナス支給額が増加する傾向にある。収益性の高い企業ではボーナス額は4.5カ月分の制限枠に達してしまつた。吉林省の10大企業の奨励ファンドは750万円も形成されており、再支給が許可されるのを待っている状況にある。

第4に、監督官庁と企業との契約関係で定められた範囲内に企業活動が限定されるため、企業の属する産業部門を越えての投資ができない。産業構造の転換が進まないわけである。

第5に、企業内部の監視やバーゲニングのためのコストが増加した。長春市自転車工場では、企業内部の請負ノルマ指標の達成状況を審査する組織が40班(351人)も成立したという。

請負経営責任制においては、各企業の経営状況や価格水準に応じて請負ノルマが個別的・具体的に設定される。そのさい、監督官庁と企業との間での「討価還価」(バーゲニング)が重要な意味をもつ。すなわち、いかに請負ノルマを低く設定するかが企業のトップの腕のみせどころとなる。したがって、企業に留保される利潤の多寡は、企業経営の優劣よりも、バーゲニングの力関係によって決定されるところが大きい(注6)。また赤字企業については、請け負うべき利潤がないから、欠損

額の減少を請け負わせる。その請負ノルマを達成すれば、赤字企業にも欠損減少分が留保される。

黒字企業・赤字企業のいずれも、この制度の下で企業留保の増加をちとることが可能なのである。企業の従業員も獲得した留保額から賃金・ボーナス支給の増加にあずかることができる。企業の監督官庁も企業とのバーゲニング、財政部系統との折衝に自らの存在意義を見出し、従来からの企業監督権限を失うこともない。財政部系統も毎年安定的な財政収入増を予定できる。4者とも十分に満足し得る権限や利益もないかわりに、すべてを失うリスクも冒していない。妥協の産物ながら、四方まるくおさまる。

しかしながら、経済改革の遂行という観点からみれば、本質的には従来のシステムとほとんど変わるところがない^(注7)。企業の地位は依然として行政機構に従属したままである。企業が赤字を何年続けても倒産しないのはいうまでもなく、賃金・ボーナスのカットすらあり得ない。「鉄飯碗」(親方五星紅旗)で「大鍋飯」(どんぶり勘定)を食べるシステムは基本的に維持されている。企業に対する予算制約は、依然としてソフトのままである。請負経営責任制を称して「伝統的システムの下での利益配置を変革しない改革」といわれる所以である^(注8)。

すでに述べたように、ディマンドプル要因は経済改革前の従来のシステムの時期から引き継いできたものである。総需要が総供給を経常的に上まわる状態にあり、固定資産投資や賃金支給の増加は需給ギャップを拡大し、物価水準の上昇へとつながらざるを得ない。伝統的システム下の国営企業は生活・社会福祉の場でもあり、従業員に対し低廉な価格で住宅など各種のサービスを提供してきた。そうした体制の下では賃金やボーナス支給

額の増加分は狭い範囲の消費財へと集中せざるを得ない。

他方で、ディマンドプル要因は経済改革後の新システムとも密接に関連している。請負経営責任制の下では、政府と企業とのバーゲニングによってノルマが決定される。そのノルマ基準のいかんによって企業成績の優劣もきまり、ひいては従業員の賃金・ボーナス額も左右される。企業成績の劣った企業の従業員が、低賃金に甘んじなければならぬ積極的な理由はない。いきおい、成績の悪い企業の従業員も高賃金・高ボーナスの企業の従業員と同じ待遇を要求することになる。「吃光分淨」(食べ尽くし、分け尽くす分配方法)が各企業に広がっていく。漯河リン肥工場では、請負制の導入によって従業員の所得は80%も上昇した^(注9)。

さらに、企業自主権の拡大と工場長責任制の導入にともなって、工場長は監督官庁の命令を執行するだけの地位から離脱した。しかし、いまだ企業の長期的利益を体現する経営者としての機能を発揮するには至っていない。工場長の目下の最大の関心事は、企業の従業員が彼をいかに評価するかである。したがって、企業の長期的展望に立った生産的投資は行なわれず、主として賃金・ボーナスあるいは福利・厚生への支出がふくらんでいく。

インフレ要因の2番目にあげたコストプッシュ型は、価格調整や統制価格の撤廃による生産財価格の値上がりが大きく影響している。現行の請負経営責任制は、ほとんどが1年という短い請負期間中に企業成績を上げることを要求する。そうした環境の下で、企業は長期安定的市場を確保することよりも、眼前の収益増を追求することになる^(注10)。その結果、生産財の生産や供給にたずさわる企業は、売手市場ならびに独占・寡占の状態

を利用して、販売価格をつり上げる。しかも、多重価格が成立している状況下で、政府公定価格より高い価格で販売するチャンスは、合法・非法を含めてたくさん転がっている(注11)。

請負経営責任制は価格改革が停滞している状況下で、財政官庁、各産業部門の監督官庁、企業、従業員の4者の利益を一定程度満たす形で普及してきた。この制度は、抜本的改革などとはほど違い、インフレ情勢下における各単位の妥協の産物である。

ところが、請負経営責任制はインフレを抑えるどころか、ますますインフレを昂じさせる役割を果たしている。前述したように、ディマンドプル要因、コストプッシュ要因はともに請負経営責任制の導入と密接な関連を有している。

それどころか、請負経営責任制は、価格改革の推進を阻害する役割を果たしている。請負ノルマが決定され、各関係官庁や企業の利益配分も確定してのち、価格調整を行なえば、既定の利害関係をこわすことになる。関係する4者ともに新たなバーゲニングの煩瑣を望まない。1988年7月に開かれた国家経済体制改革委員会主催の全国企業請負経営責任制座談会でも、請負経営責任制をさらに発展させていくことが下半期の企業改革の重点となった。価格改革の遂行はますます難しくなってくる(注12)。

2. 銀行融資の膨張

マネーサプライの増加要因として、従来は財政赤字の補填が重要な地位を占めていた。ところが、財政収支は1983、84年の40億元台の赤字から、85年には一挙に21億6000万元の黒字へと転じた。しかし、マネーサプライ(M_0)は1984年の49.5%ほどではないが、依然として24.7%の増加率を示した。前節で述べたように、銀行融資と預

金との差である民間貸し出し純増が64.5%も上昇したからである。この数年のインフレ要因には、銀行融資というルートを通じてのマネーサプライ増も含まれている。では、なぜこの数年間に銀行融資が急増していったのか。

経済改革前のシステム下では、中国の国家予算に計上された固定資産投資は、すべて国家財政から無償で国営企業に交付された。そのさい、人民建設銀行が交付の窓口となるが、その役割は財政資金を企業に流すトンネル機関にすぎなかった。利子をとって貸し付ける西側の銀行とは異なる。

固定資産投資とはちがって、企業経営に必要な流動資金には二つのルートがある。生産のために経常的に支出される流動資金(「定額流動資金」)は、財政から無償で交付される(注13)。これは非償還性で長期的・経常的に使用される。他方、季節的・臨時的に経常支出を超えて必要とされる流動資金(「超定額流動資金」)は人民銀行の融資の形態をとっていた。この部分は償還性で利息が必要であった。しかし、後者が資金総額に占める比率は小さく、しかも低利で、資金の効率的利用を促すほどの役割は果たしていない。

このように、従来のシステムの下では、財政からの非償還性で無利子の資金交付が大きな役割を果たしていた。ところが、経済改革後、このマネーフローの構造に変化が現われてきた。1979年11月に国务院「基本建設融資試行条例」が批准された。固定資産投資は、従来の財政からの無償交付から、人民建設銀行を通じての融資へと次第に転換されていった。また、利潤留保制の導入による企業基金の形成や地方政府の財政権限の拡大などの措置を経て、国家予算に組み込まれない予算外資金の比重も増加してきた。国有セクターの固定資産投資のうち、政府予算に組み込まれている予

第12表 融資部門別にみた貯蓄と投資の構成比

(%)

年 度	家 計			企業・事業体・自 営業者			財 政 収 支			国内金融 機関	外 国 借 款				総 投 資 (億元) ³⁾
	貯 蓄	投 資	差	貯 蓄	投 資	差	計画 ¹⁾ 内投資	投資 ²⁾	差	融 資	初 期 金 投	最 終 金 投	差		
1978	5.4	4.1	-1.3	51.5	34.1	-17.4	41.7	41.2	-0.5	20.6	1.4	0	-1.4	1,286	
1979	11.1	6.4	-4.7	58.8	33.0	-25.8	26.9	37.4	10.5	21.7	3.2	1.5	-1.7	1,382	
1980	19.3	10.4	-8.9	56.3	32.7	-23.6	21.4	27.5	6.1	25.8	3.0	3.6	0.6	1,429	
1981	20.2	11.5	-8.7	56.0	33.5	-22.5	18.8	21.6	2.8	31.0	5.0	2.4	-2.6	1,396	
1982	24.8	11.6	-13.2	54.9	38.9	-16.0	15.9	20.1	4.2	25.6	4.4	3.8	-0.6	1,561	
1983	29.6	12.9	-16.7	50.8	37.1	-13.7	16.6	20.9	4.3	25.3	3.0	3.8	0.8	1,788	
1984	35.8	12.1	-23.7	41.7	37.5	-4.2	18.2	20.7	2.5	26.4	4.3	3.3	-1.0	2,190	
1985	25.9	11.0	-14.9	50.9	38.1	-12.8	17.1	14.8	-2.3	33.0	6.1	3.1	-3.0	2,995	
1986	31.7	12.1	-19.6	46.9	37.4	-9.5	13.7	13.6	-0.1	32.9	7.7	4.0	-3.0	3,509	

(出所) 中国経済体制改革研究所総合研究室「改革：在前進中思索」(『中国：発展与改革』1978年7号) 9～10ページ/中国経済体制改革研究所宏観経済研究室「改革中的宏観経済：国民収入の分配与使用」(『経済研究』1987年8期) 28ページ。

(注) 1) 財政から支出される非債務資金。また、人民銀行からの赤字補填は含まず。

2) 財政支出で支給される国家計画内投資。

3) 固定資産投資・流動資金の両方を含む。

算内投資の比重は、1978年の83.3%から86年には38.5%まで低下している。

財政交付から銀行融資への転換、予算外資金の増加は、次のようなマネーフロー構造の変化をもたらした。

第12表は、中国の投資総額を融資部門別に分類したものである。注目されるのは、財政から支出される計画内投資の比重が1978年の41.7%から86年の13.7%まで落ち込んでいることである。それとは逆に、国内金融機関による融資は20.6%から32.9%に増えている。その資金の源泉は、企業・事業体、自営業者および家計の預貯金である。とりわけ、家計からの預貯金はその融資先等について中央政府からの規制をほとんど受けない。家計部門の貯蓄は1986年に31.7%も占めるまでに肥大している。他方で、家計部門の投資はその大部分が農村の住宅建設に充てられたものであり、投資総額の12.1%を占めるにすぎない。家計部門の貯蓄と投資との差の19.6%が国内金融機関への預金となる。

財政支出の比重が減って、銀行融資の比重が増加することは、非償還性の無償交付から償還性の

利子付き貸し付けへと転じることを意味する。むしろ、資金の効率的運用を促すはずである。財政・金融制度改革のねらいもここにあった。しかし、実際には資金の効率的運用を促すどころか、銀行による融資の膨張をもたらし、ひいてはインフレを誘引することになった。当初の財政・金融制度改革のねらいと異なって、なぜ銀行融資の無制限な膨張や投資過熱がもたらされたのか。

日本のような市場経済の国において、マクロ経済をコントロールする手段としての金融政策は、質的統制と量的調整との二つの体系からなる(注14)。

質的統制は、市中銀行からの借り入れ・増資・起債などあらゆる資金調達を政府認可の対象とする。政府が主体となって直接法律に基づいて行なうところに、その特色がある。中央銀行がその実務を担当することはあっても、政府の代理人として行なうにすぎない。中国の1978年以前の財政・金融政策はこれに属していた。

量的調整は、金利政策・公開市場操作・支払い準備制度がオーソドックスな手段である。そのほかに、道義的説得としての窓口指導、ないし市中

第13表 銀行の地方支店が「不良融資」をした原因

	工商銀行		農業銀行	
	順位	総得点	順位	総得点
地方の党・政府の指導	2	3.289	1	2.331
所在地の経済と財政収入への影響を考慮	1	3.428	3	1.998
全国の経済への影響を考慮	3	2.717	1	2.331
企業や農家を支援する責任	4	1.573	5	1.443
企業や農家を支援できる資金の余裕	5	1.144	4	1.776
就業の維持・拡大に有利	6	1.001	6	0.888
上位銀行の命令	7	0.572	7	0.444
融資時の審査が不十分	8	0.143	8	0.222

(出所) 張少傑・趙滄江「融資：現実運行的機制及改革」(『経済研究』1987年11期) 16ページ。

貸し出しの直接規制も用いられる。

1970年代末から中国は人民銀行を中央銀行化し、建設銀行、工商銀行、農業銀行など専門の国家銀行に経済活動の対象別融資を行なわせる方向で改革を進めてきた。上述の窓口規制や市中貸し出しの直接規制を中心とした金融政策への転換をはかってきたといつてよい。金融市場が局部的にしか成立していない段階では、金利政策の有効性にも限界がある。まして公開市場操作、支払い準備制度を通じたコントロールはまだ確立していない^(注15)。従来の質的統制手段の役割が弱められる一方で、それにとって代わるべき量的調整手段が不十分にしか機能していないところに、信用膨張をもたらす根本的な原因がある。

第13表は銀行の地方支店が償還の見通しのない「不良融資」をした原因をアンケート調査した結果である。所在地の党・政府の指導(行政指導というよりは横車に近い)や所在地の経済と財政収入への影響など、地方政府との結び付きがきわめて強い。

銀行が上位銀行の命令よりも地方政府の指導を尊重している理由はいくつか考えられる。

最大の理由は、地方にある支店銀行の人事権が

所在地の政府に握られていることである。1976年以降、各地の銀行は上位銀行である本店と省・市・自治区政府との2重指導下におかれることになった。業務面では地方政府の指導を主としている。この2重指導制の下で、人事の異動・任免権が地方政府に委譲された。そのため、地方政府が中央の財政・経済政策に違反しても、地方支店の銀行幹部は後の批判を恐れて金融面で監督しないことになる^(注16)。また、制度改革によって本店の管理権限はさらに縮小する方向にある。従来、本店が預金・貸し出しの一切を管理する方式を採っていたが、改革後は預金と貸し出しとの差額のみを管理する方式へと移行したからである^(注17)。

人事面のほかにも、銀行と地方政府との結び付きを強める要素は少なくない。企業が銀行から受けた融資は利子付きで返済しなければならない。ところが、税制上の優遇措置として、地方の財政局が認めればこうした返済用資金は法人所得税の課税対象額からはずされる^(注18)。この優遇措置を企業が受けられるかどうかは、銀行にとって融資資金が償還されるかどうかと密接にかかわっている。ここに、地方政府、地方企業、地方銀行の利益の一体化が生じる。この3者はできるだけ中央の統制を緩和し、中央へ納めるノルマを減らすことに努めると同時に、中央から資金や資材を獲得することにも一致協力する。

そのほかにも、企業や銀行は電気・水道・ガスなどの供給はもちろん、住宅や子女の託児・教育などの面でも地方政府の世話にならざるを得ない。

(注1) 吳敬璉「経済体制改革面臨的難点和出路」(『財貿經濟』1988年3期) 10ページ。

(注2) 杜海燕「承包制：国有企业体制改革的初始選択」(『経済研究』1987年10期) 10ページ。

(注3) 焦維・許貴舫「關於企業承包經營責任制与

価格改革関係の調査」(『価格理論と実践』1988年4期)23ページ。

(注4) 『資料日中経済』第14巻第8号 1987年8月 2ページ。この資料によると、固定資産2000万元以上の大型企業、800万元以上の中型企業が合わせて8200余あり、そのうち4046社が請負制を実施しているとの報道もある。

請負経営責任制の一つに、企業の資産価値を請け負わせ、その増減に応じて奨励金を与える「資産経営責任制」がある。資産価値の増大と経営責任者・従業員の利益とを結びつけた点で、投資拡大へのインセンティブを一定程度有している。しかし、本文中に述べた請負経営責任制の欠点は依然としてこの制度にも該当する。詳しくは、山内一男『現代中国の経済改革』学陽書房 1988年 186~188ページ。

なお、「請負経営責任制」(原語は「承包経営責任制」)については、日本語では「経営請負責任制」として定着しそうである。しかし、「経営責任制」の一形態として位置づけるべきであるから、あえて筆者は異なる訳を採った。

(注5) 杜海燕 前掲論文 15~17ページ。

(注6) 楊瑞龍「産權明晰化与双層股份制模式」(『経済研究』1988年2期)3~4ページ。

(注7) 田代貴「正確認識と評価承包経営責任制」(『財實経済』1988年4期)56ページ。

(注8) 杜海燕 前掲論文 18ページ。

従来のシステムの下で、各地方政府や各企業が投資拡大を競う傾向(「投資飢餓症」)については、浜勝彦『鄧小平時代の中国』亜紀書房 1987年 59~72ページ参照。

(注9) 焦維・許貴舫 前掲論文 24~25ページ。

(注10) 同上論文 24~25ページ。

(注11) 趙景炎・張建民 前掲論文 30ページ。

(注12) 『人民日報』1988年7月17日。

(注13) 石原享一「中国の計画管理と価格論争」(『アジア経済』第19巻第8号 1978年8月)31ページ。正確にいうと、定額流動資金の全額を財政から供与していたのは、1953~57年および62~83年の期間である。銀行融資の占める比率は、1958年30%、59~61年6月100%、61年7~12月20%であった(本誌編写組『中国財政と金融』北京出版社 1985年 338~339ページ)。

(注14) 吉野俊彦・中川幸次『金融政策の解説』(日経新書)日本経済新聞社 1978年 29~31ページ。

(注15) 小島麗逸「マクロ経済の統合用具と経済管理」(同編 前掲所収書) 108ページ/藤本昭「中国経済体制改革の現状と課題」(『日中経済協会会報』第152号 1986年4月)12ページによると、銀行が国営企業の財務管理の仕事をしている現状の下で銀行を企業化すれば、銀行間の貸付競争をもたらす恐れがある。

(注16) 石原享一「中国経済改革への試論」(『増淵龍夫退官記念論集——中国の社会と民衆——』汲古書院 1983年)326ページ。

(注17) Hsiao, K. H. Y., *Money and Banking in the Chinese Mainland*, 台北, Chung-Hua Institution for Economic Research, 1984年, 78ページ。

(注18) Du Wulf, Luc; David Goldsbrough, "The Evolving Role of Monetary Policy in China," *IMF Staff Papers*, 第33巻第2号, 1986年6月, 235ページも、銀行への返済を可能にするために減税措置が採られる点を指摘している。

おわりに

1984年からインフレが昂進するに伴い、中国の価格改革は停滞を余儀なくされた。不合理な価格体系の下で、企業分権化を中心とした改革を進める限り、各企業の個別事情を勘案した請負経営責任制を採用せざるを得ない。他方で、請負経営責任制は政府、企業、従業員のいずれにも一定の利益を与えるという妥協の産物であり、行政の企業に対する直接的統制および企業の行政依存という旧来のシステムの本質をほとんど変えるものではなかった。しかも、請負経営責任制や銀行融資方式の導入にみられる不徹底な経済改革は、インフレをもたらす重要な要因となっている。インフレ下で止むなく採用した改革措置が、結果的にはインフレを抑えるどころか、逆に促進する役割を果たしていることになる。

しかしながら、不徹底な経済改革がインフレを増進させているからといって、現段階の中国で経

済改革・価格改革を一挙に遂行できるだろうか。価格自由化に伴うインフレ圧力は、競争的市場機構が円滑に機能するようになれば、年々の技術進歩に伴う生産性の上昇によって抑え切れるという小宮隆太郎氏の指摘は、その限りではそのとおりであろう(注1)。筆者も同様に、経済改革における価格改革の必要性和重要性について語ってきた。

とはいえ、1人当たりGNPが三百数十ドルの低所得水準にある中国経済の底の浅さは、価格改革の衝撃に耐え抜くだけの力がまだ不足していることを意味していないだろうか。肉、野菜、卵などの価格自由化と価格統制の復活とが繰り返されているのがその典型である。また、価格の自由化は直ちに市場での競争にはつながっていない。高い市場価格で売るより、安くても官の権力・リベート・コネクションに基づいて販売する方が好まれる。私的個人の「小利益」より、公的法人の「大利益」が優先される構造は依然として払拭されていない(注2)。

結局のところ、中国の経済改革は行きつ戻りつ、各種の障害と矛盾を緩和しつつ進めざるを得まい。新たな改革措置が制度化されて全面的に機能するようになるまでには、新旧体制の併存する過渡期がかなり長期にわたって存続することになるだろう。

現在、中国の経済改革は岐路に立っている。高度成長を維持するために、請負経営責任制を今後も維持・推進していくのか。株式化を中心にすえた所有制改革を敢行するのか。さらには、インフレの激化する危険を冒してまで価格改革を断行するのか。あるいは、所有制や価格面での改革のみ先行させることはできず、その他の分野の改革と

同一歩調で漸進するののか。

中共13期3中全会に先立って、9月13~17日にかけて経済専門家座談会が開かれた。胡啓立が司会をし、姚依林が「価格・賃金改革方案」について説明した。その会議には、薛暮橋、童大林、廖季立、季崇威、呉敬璉、張卓元、戴園農など、改革の進め方について意見を異にする専門家60余名が参加している(注3)。そこで、インフレ抑制のために固定資産投資規模の縮小や集団購買力などの消費の圧縮について具体的な意見が出された。価格改革先送り方針への転機とあってよい。もっとも実をいうと、8月半ばの中共中央政治局拡大会議にも、1989年以降の価格改革の具体的措置は盛り込まれていなかった。この時点ですでにインフレ抑制をめぐる激しく議論がたたかわされたことは確かである。

中共13期3中全会までのところ、同一歩調改革派の見解が採用され、インフレ抑制のために厳しい緊縮政策を実施することになった。しかし他方で、同会議のコミュニケは請負経営責任制のいっそうの深化・発展をも語っている。

いずれにしても経済改革をめぐる議論は、今後いっそうの具体化と展開がみられるはずである。

(注1) 小宮隆太郎「競争的市場機構と企業の役割——日中の比較考察——」(総合研究開発機構編『現代中国の経済システム』筑摩書房 1986年)26ページ。

(注2) 華生・張学軍・羅小明「中国改革：回顧、反思和前景」(『経済研究』1988年9期)19ページ。

(注3) 『人民日報』1988年9月18日。

(フジア経済研究所地域研究部)

[付記] 本稿は1987年度個人研究「中国の物価問題」の成果の一部である。